

# 第 11 次鳥獣保護事業計画書

新 潟 県

# 目 次

|     |                         |    |
|-----|-------------------------|----|
| 第 1 | 計画の期間                   | 1  |
| 第 2 | 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項 | 1  |
| 1   | 鳥獣保護区の指定                | 1  |
|     | (1) 方針                  |    |
|     | (2) 鳥獣保護区の指定等計画         |    |
| 2   | 特別保護地区の指定               | 5  |
|     | (1) 方針                  |    |
|     | (2) 特別保護地区指定計画          |    |
|     | (3) 特別保護地区の指定内訳         |    |
| 3   | 休猟区の指定                  | 7  |
|     | (1) 方針                  |    |
|     | (2) 休猟区指定計画             |    |
|     | (3) 特例休猟区指定計画           |    |
| 4   | 鳥獣保護区の整備等               | 9  |
|     | (1) 方針                  |    |
|     | (2) 整備計画                |    |
| 第 3 | 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項      | 10 |
| 1   | 鳥獣の人工増殖                 | 10 |
|     | (1) 方針                  |    |
|     | (2) 人工増殖計画              |    |
| 2   | 放鳥獣                     | 10 |
|     | (1) 方針                  |    |
|     | (2) 放鳥計画及び幼鳥の入手計画       |    |

|    |                                      |    |
|----|--------------------------------------|----|
| 第4 | 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項            | 11 |
| 1  | 鳥獣の区分と保護管理の考え方                       | 11 |
|    | (1) 希少鳥獣                             |    |
|    | (2) 狩猟鳥獣                             |    |
|    | (3) 外来鳥獣                             |    |
|    | (4) 一般鳥獣                             |    |
| 2  | 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等                     | 12 |
|    | (1) 許可しない場合の基本的考え方                   |    |
|    | (2) 許可する場合の基本的考え方                    |    |
|    | (3) わなの使用に当たっての許可基準                  |    |
|    | (4) 許可に当たっての条件の考え方                   |    |
|    | (5) 許可権限の市町村長への移譲                    |    |
|    | (6) 捕獲実施に当たっての留意事項                   |    |
|    | (7) 捕獲物又は採取物の処理等                     |    |
|    | (8) 捕獲等又は採取等の情報の収集                   |    |
|    | (9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方     |    |
| 3  | 学術研究を目的とする場合                         | 18 |
|    | (1) 学術研究                             |    |
|    | (2) 標識調査                             |    |
| 4  | 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合 | 20 |
|    | (1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方                    |    |
|    | (2) 鳥獣による被害発生予察表の作成                  |    |
|    | (3) 鳥獣の適正管理の実施                       |    |
|    | (4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定               |    |
|    | (5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等             |    |
| 5  | 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合                 | 30 |
| 6  | その他特別の事由の場合                          | 31 |

|    |  |    |
|----|--|----|
| 7  | 鳥類の飼養登録                                  | 33 |
|    | (1) 方針                                   |    |
|    | (2) 飼養の適正化                               |    |
| 8  | 販売禁止鳥獣等の販売許可                             | 33 |
|    | (1) 方針                                   |    |
|    | (2) 許可の条件                                |    |
| 第5 | 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域、猟区及び指定猟法禁止区域に関する事項 | 34 |
| 1  | 特定猟具使用禁止区域の指定                            | 34 |
|    | (1) 方針                                   |    |
|    | (2) 特定猟具使用禁止区域指定計画                       |    |
|    | (3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳                       |    |
| 2  | 特定猟具使用制限区域の指定                            | 35 |
| 3  | 猟区設定のための指導                               | 35 |
| 4  | 指定猟法禁止区域                                 | 36 |
|    | (1) 方針                                   |    |
|    | (2) 指定計画                                 |    |
| 第6 | 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項                      | 37 |
| 1  | 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針                      | 37 |
| 第7 | 鳥獣の生息状況の調査に関する事項                         | 38 |
| 1  | 基本方針                                     | 38 |
| 2  | 鳥獣保護対策調査                                 | 38 |
|    | (1) 方針                                   |    |
|    | (2) 鳥獣生息分布調査                             |    |
|    | (3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査                     |    |
|    | (4) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査                      |    |

|    |                        |    |
|----|------------------------|----|
| 3  | 特定鳥獣保護管理基礎調査           | 40 |
|    | (1) 方針                 |    |
|    | (2) 特定鳥獣生息状況調査         |    |
|    | (3) 放鳥効果測定調査           |    |
|    | (4) 狩猟実態調査             |    |
| 4  | 有害鳥獣対策調査               | 42 |
|    | (1) 方針                 |    |
|    | (2) 調査の概要              |    |
| 第8 | 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項      | 43 |
| 1  | 鳥獣行政担当職員               | 43 |
|    | (1) 方針                 |    |
|    | (2) 設置計画               |    |
|    | (3) 研修計画               |    |
| 2  | 鳥獣保護員                  | 45 |
|    | (1) 方針                 |    |
|    | (2) 設置計画               |    |
|    | (3) 年間活動計画             |    |
|    | (4) 研修計画               |    |
| 3  | 保護管理の担い手の育成            | 46 |
|    | (1) 方針                 |    |
|    | (2) 研修計画               |    |
|    | (3) 狩猟者の減少防止対策         |    |
| 4  | 鳥獣保護センター等の設置           | 47 |
|    | (1) 方針                 |    |
|    | (2) 鳥獣保護センター等の整備及び運営計画 |    |
| 5  | 取締り                    | 48 |
|    | (1) 方針                 |    |
|    | (2) 年間計画（月別重点事項）       |    |

|    |                         |    |
|----|-------------------------|----|
| 6  | 必要な財源の確保                | 48 |
| 第9 | その他                     | 49 |
| 1  | 鳥獣保護をめぐる現状と課題           | 49 |
| 2  | 地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い | 49 |
| 3  | 狩猟の適正管理                 | 49 |
| 4  | 傷病鳥獣救護の基本的対応            | 49 |
| 5  | 安易な餌付けの防止等              | 50 |
|    | (1) 方針                  |    |
|    | (2) 年間計画                |    |
| 6  | 感染症への対応                 | 51 |
| 7  | 普及啓発                    | 52 |
|    | (1) 鳥獣の保護管理についての普及等     |    |
|    | (2) 野鳥の森等の整備            |    |
|    | (3) 愛鳥モデル校指定            |    |
|    | (4) 法令の普及徹底             |    |
| 8  | 計画の見直し                  | 52 |

## 第1 計画の期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日

(ただし、新潟県政策プランとの整合を図るため、平成 24 年度に見直しを行う。)

## 第2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

### 1 鳥獣保護区の指定

#### (1) 方針

##### ① 指定に関する中長期的な方針

本県は、本州の中央部よりやや北の日本海側に位置し、面積 1,258,346ha を有している。海岸線は 634.6 km 越後側 331.1 km、佐渡、粟島 303.5 km) と長く、内陸部には、越後、頸城の両平野、信濃川、阿賀野川の大河川をはじめ、大小様々な河川湖沼が点在している。県境は、北から朝日山地、飯豊山地、越後山脈、三国山脈並びに西側に頸城山地及び本県最高峰の小蓮華山 (2,769m) を擁する白馬山地と山岳地帯が連なっている。気候は典型的な日本海型を示し、冬季には大陸から吹き寄せる寒気が日本海で膨大な水蒸気の供給を受け、内陸部では積雪が多いが、海岸部及び対馬暖流の影響を受ける佐渡、粟島では少なく、平均気温も内陸部に比べ高い。

そのため、植物相は、内陸部では雪国型植物が、また佐渡、粟島及び沿岸部では常緑広葉樹等の暖地性植物が見られ、多様な分布形態となっている。

このように自然環境に恵まれた本県には、多くの鳥獣が生息している。鳥類では、これまで約 420 種が確認されており、夏鳥の繁殖地・旅鳥の中継地として重要な地域となっている。特に、ラムサール条約登録湿地である新潟市西区の佐潟 (平成 8 年 3 月指定)をはじめとした県内各地の湖沼は、全国有数のガン・カモ・ハクチョウ類の集団渡来地となっている。

また、獣類では、平場から高山地帯に至る森林地帯を中心に約 50 種の哺乳類が生息しており、本県の地理的条件から東日本系と中部日本系との分布上の境界に当たっていることや、佐渡には固有種が見られるなど特色ある動物相が形成されている。

これら鳥獣類の保護を図ることは、生物の多様性を保全しつつ、かつ県民に潤いある生活環境を提供することになることから、これまでも鳥獣保護事業計画において、農林水産業などの振興との調整を図りながら、鳥獣保護区の指定を進めてきた。

第 11 次鳥獣保護事業計画においては、既に環境省の基準指定面積を達成しているところであるが、環境基本計画や生物多様性国家戦略の理念を踏まえ、全国的に生息数の減少や繁殖成功率の低下が危惧されているイヌワシ等希少猛禽類をはじめ多様な鳥獣類の保護を図るため、計画期間中に存続期間の満了する鳥獣保護区については、原則として指定期間を更新するものとし、必要に応じて既存区域の拡大も行うこととした。

指定に当たっては、関係者の合意形成に努めるとともに、地域の自然的社会的特性を踏まえ農林水産業等人間の活動と鳥獣の適切な関係の構築が図られるよう十分留意するものとする。特に指定する区域周辺での農林水産業被害に対しては、鳥獣保護区内における有害鳥獣捕獲又は個体数調整を目的とした捕獲の適切な実施により、指定に関する関係者の理解が得られるよう対応するものとする。

## ② 指定区分ごとの方針

### 1) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、多様な鳥獣が生息する地域、鳥獣の生息密度の高い地域、植生・地形等が鳥獣の生息に適している地域について指定するものとし、指定に当たっては、森林面積が概ね 10,000ha ごとに 1箇所を選定し、面積は 300ha 以上となるよう努める。

### 2) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めその地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため、猛禽類又は大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息する地域、その地方を代表する森林植生が含まれる地域、地形等の変化に富み、河川、海岸、湖沼、湿原など多様な環境要素を含む地域について指定するものとし、指定に当たっては 1箇所当たりの面積を 10,000ha 以上とする。

### 3) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥等の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等のうち必要な地域であって、渡来する鳥獣の種類又は個体数の多い地域、かつて渡来する鳥類の種又は個体数の多かった地域で、鳥類の渡りの経路上その回復が必要かつ可能と考えられる地域について指定するものとし、指定に当たっては鳥類の渡りのルート等を踏まえた配置となるよう配慮するとともに、採餌若しくは休息の場、又はねぐらとするための後背地、又は水面等も可能な限り含めるものとする。

### 4) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の保護を図るため、島嶼、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域について指定するものとし、指定に当たっては、採餌若しくは休息の場、又はねぐらとするための後背地、水面等も可能な限り含めるものとする。

### 5) 希少鳥獣生息地の保護区

絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの保護上必要な地域について指定するものとする。

### 6) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について指定するものとする。

しかし、本県では現時点において「生息地回廊の保護区」の該当地域がなく、本計画期間内における指定計画はない。

### 7) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するために必要と認められる地域について、指定するものとする。



② 鳥獣保護区の指定等計画

| 区分       | 鳥獣保護区指定の目標 | 既指定鳥獣保護区(A) | 本計画期間に指定する鳥獣保護区<br>増加分の面積は含まない) |      |       |        |        |       |      | 本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区<br>箇所は再掲、面積は増加分のみ) |     |     |     |      |       |
|----------|------------|-------------|---------------------------------|------|-------|--------|--------|-------|------|--------------------------------------|-----|-----|-----|------|-------|
|          |            |             | 24年度                            | 25   | 26    | 27     | 28     | 計(B)  | 24年度 | 25                                   | 26  | 27  | 28  | 計(C) |       |
| 森林鳥獣生息地  | 箇所         | 86          | 46                              | 箇所   | 4     | 3      | 9      | 9     | 1    | 26                                   | 1   |     | 1   |      | 2     |
|          | 面積         | 25,800      | 82,399.5                        | 変動面積 | 5,923 | 15,213 | 10,078 | 3,286 | 656  | 35,156                               | 450 |     | 670 |      | 1,120 |
| 大規模生息地   | 箇所         |             | 2                               | 箇所   |       | 1      | 1      |       |      | 2                                    |     |     |     |      | 0     |
|          | 面積         |             | 51,974.0                        | 変動面積 |       | 38,128 | 13,846 |       |      | 51,974                               |     |     |     |      | 0     |
| 集団渡来地    | 箇所         |             | 8                               | 箇所   |       | 1      | 2      | 3     |      | 6                                    |     |     |     |      | 0     |
|          | 面積         |             | 1,779.2                         | 変動面積 |       | 254    | 413    | 158   |      | 825                                  |     |     |     |      | 0     |
| 集団繁殖地    | 箇所         |             | 1                               | 箇所   |       |        | 1      |       |      | 1                                    |     |     |     |      | 0     |
|          | 面積         |             | 986.0                           | 変動面積 |       |        | 986    |       |      | 986                                  |     |     |     |      | 0     |
| 希少鳥獣生息地  | 箇所         |             | 2                               | 箇所   |       | 1      |        |       |      | 1                                    |     |     |     |      | 0     |
|          | 面積         |             | 3,809.4                         | 変動面積 |       | 3,809  |        |       |      | 3,809                                |     |     |     |      | 0     |
| 生息地回廊    | 箇所         |             |                                 | 箇所   |       |        |        |       |      | 0                                    |     |     |     |      | 0     |
|          | 面積         |             |                                 | 変動面積 |       |        |        |       |      | 0                                    |     |     |     |      | 0     |
| 身近な鳥獣生息地 | 箇所         |             | 29                              | 箇所   | 3     | 2      | 5      | 6     | 1    | 17                                   |     | 1   |     |      | 1     |
|          | 面積         |             | 10,569.7                        | 変動面積 | 2,828 | 432    | 1,493  | 153   | 37   | 4,943                                |     | 241 |     |      | 241   |
| 計        | 箇所         |             | 88                              | 箇所   | 7     | 8      | 18     | 18    | 2    | 53                                   | 1   | 1   | 0   | 0    | 3     |
|          | 面積         |             | 151,517.8                       | 変動面積 | 8,751 | 57,836 | 26,816 | 3,597 | 693  | 97,693                               | 450 | 241 | 670 | 0    | 0     |

| 区分       |      | 本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区 |    |    |    |    |      | 本計画期間に廃止又は期間満了により<br>消滅する鳥獣保護区 |        |        |       |     |        | 計画期間中の増△減* | 計画終了時の鳥獣保護区** |
|----------|------|-------------------|----|----|----|----|------|--------------------------------|--------|--------|-------|-----|--------|------------|---------------|
|          |      | 24年度              | 25 | 26 | 27 | 28 | 計(D) | 24年度                           | 25     | 26     | 27    | 28  | 計(E)   |            |               |
| 森林鳥獣生息地  | 箇所   |                   |    |    |    |    | 0    | 4                              | 3      | 9      | 9     | 1   | 26     | 0          | 46            |
|          | 変動面積 |                   |    |    |    |    | 0    | 5,923                          | 15,213 | 10,078 | 3,286 | 656 | 35,156 | 1,120      | 83,519.5      |
| 大規模生息地   | 箇所   |                   |    |    |    |    | 0    |                                | 1      | 1      |       |     | 2      | 0          | 2             |
|          | 変動面積 |                   |    |    |    |    | 0    |                                | 38,128 | 13,846 |       |     | 51,974 | 0          | 51,974        |
| 集団渡来地    | 箇所   |                   |    |    |    |    | 0    |                                | 1      | 2      | 3     |     | 6      | 0          | 8             |
|          | 変動面積 |                   |    |    |    |    | 0    |                                | 254    | 413    | 158   |     | 825    | 0          | 1,779         |
| 集団繁殖地    | 箇所   |                   |    |    |    |    | 0    |                                |        | 1      |       |     | 1      | 0          | 1             |
|          | 変動面積 |                   |    |    |    |    | 0    |                                |        | 986    |       |     | 986    | 0          | 986           |
| 希少鳥獣生息地  | 箇所   |                   |    |    |    |    | 0    |                                | 1      |        |       |     | 1      | 0          | 2             |
|          | 変動面積 |                   |    |    |    |    | 0    |                                | 3,809  |        |       |     | 3,809  | 0          | 3,809.4       |
| 生息地回廊    | 箇所   |                   |    |    |    |    | 0    |                                |        |        |       |     | 0      | 0          | 0             |
|          | 変動面積 |                   |    |    |    |    | 0    |                                |        |        |       |     | 0      | 0          | 0             |
| 身近な鳥獣生息地 | 箇所   |                   |    |    |    |    | 0    | 3                              | 2      | 6      | 6     | 1   | 18     | △ 1        | 28            |
|          | 変動面積 |                   |    |    |    |    | 0    | 2,828                          | 432    | 1,543  | 153   | 37  | 4,993  | 191        | 10,760.7      |
| 計        | 箇所   |                   |    |    |    |    | 0    | 7                              | 8      | 19     | 18    | 2   | 54     | △ 1        | 87            |
|          | 変動面積 |                   |    |    |    |    | 0    | 8,751                          | 57,836 | 26,866 | 3,597 | 693 | 97,743 | 1,311      | 152,828.8     |

\*箇所数についてはB-E  
面積についてはB+C-D-E  
\*\*箇所数についてはA+B-E  
面積についてはA+B+C-D-E

①鳥獣保護区の指定計画

- 1) 森林鳥獣生息地の保護区 新規指定箇所なし
- 2) 大規模生息地の保護区 新規指定箇所なし
- 3) 集団渡来地の保護区 新規指定箇所なし
- 4) 集団繁殖地の保護区 新規指定箇所なし
- 5) 希少鳥獣生息地の保護区 新規指定箇所なし
- 6) 生息地回廊の保護区 新規指定箇所なし
- 7) 身近な鳥獣生息地の保護区 新規指定箇所なし

②既指定鳥獣保護区の変更計画

| 年度 | 指定区分      | 鳥獣保護区名      | 変更区分      | 異動前の面積<br>(ha) | 異動面積 (ka)    | 異動後の面積<br>(ha) | 変更後の指定期間 |   |           | 変更理由          | 備考   |              |          |
|----|-----------|-------------|-----------|----------------|--------------|----------------|----------|---|-----------|---------------|------|--------------|----------|
| 24 | 森林鳥獣生息地   | 弥彦          | 期間更新      | 2,911          | 0            | 2,911          | 平24.11.1 | ～ | 平44.10.31 | 希少鳥獣保護        | 拡大のみ |              |          |
| 24 | 森林鳥獣生息地   | 船岡山・山本山     | 期間更新      | 453            | 0            | 453            | 平24.11.1 | ～ | 平34.10.31 |               |      |              |          |
| 24 | 森林鳥獣生息地   | 成田山         | 期間更新      | 302            | 0            | 302            | 平24.11.1 | ～ | 平44.10.31 |               |      |              |          |
| 24 | 森林鳥獣生息地   | 万太郎山        | 区域拡大      | 4,844          | 450          | 5,294          | 平22.11.1 | ～ | 平42.10.31 |               |      |              |          |
| 24 | 森林鳥獣生息地   | 米山          | 期間更新      | 2,257          | 0            | 2,257          | 平24.11.1 | ～ | 平34.10.31 |               |      |              |          |
| 24 | 身近な鳥獣生息地  | 原巻          | 期間更新      | 42             | 0            | 42             | 平24.11.1 | ～ | 平34.10.31 |               |      |              |          |
| 24 | 身近な鳥獣生息地  | 中頸城海岸       | 期間更新      | 2,411          | 0            | 2,411          | 平24.11.1 | ～ | 平34.10.31 |               |      |              |          |
| 24 | 身近な鳥獣生息地  | 柏崎港         | 期間更新      | 375            | 0            | 375            | 平24.11.1 | ～ | 平34.10.31 |               |      |              |          |
|    |           | <b>8箇所</b>  |           | <b>13,995</b>  | <b>450</b>   | <b>14,045</b>  |          |   |           |               |      |              |          |
| 25 | 森林鳥獣生息地   | 五頭連峰        | 期間更新      | 1,920          | 0            | 1,920          | 平25.11.1 | ～ | 平35.10.31 | トキのねぐら、採餌場所確保 |      |              |          |
| 25 | 森林鳥獣生息地   | 佐武流山        | 期間更新      | 4,446          | 0            | 4,446          | 平25.11.1 | ～ | 平45.10.31 |               |      |              |          |
| 25 | 森林鳥獣生息地   | 十字峽         | 期間更新      | 8,847          | 0            | 8,847          | 平25.11.1 | ～ | 平45.10.31 |               |      |              |          |
| 25 | 大規模生息地    | 湯之谷奥只見湖     | 期間更新      | 38,128         | 0            | 38,128         | 平25.11.1 | ～ | 平45.10.31 |               |      |              |          |
| 25 | 集団渡来地     | 鳥屋野潟        | 期間更新      | 254            | 0            | 254            | 平25.11.1 | ～ | 平45.10.31 |               |      |              |          |
| 25 | 希少鳥獣生息地   | 笠堀          | 期間更新      | 3,809          | 0            | 3,809          | 平25.11.1 | ～ | 平45.10.31 |               |      |              |          |
| 25 | 身近な鳥獣生息地  | 能生          | 期間更新      | 413            | 0            | 413            | 平25.11.1 | ～ | 平35.10.31 |               |      |              |          |
| 25 | 身近な鳥獣生息地  | 新穂          | 期間更新・区域拡大 | 19             | 241          | 260            | 平25.11.1 | ～ | 平35.10.31 |               |      |              |          |
|    |           | <b>8箇所</b>  |           | <b>57,886</b>  | <b>241</b>   | <b>58,077</b>  |          |   |           |               |      |              |          |
| 26 | 森林鳥獣生息地   | 山北          | 期間更新      | 450            | 0            | 450            | 平26.11.1 | ～ | 平36.10.31 | ブッポウソウの営巣地保護  |      |              |          |
| 26 | 森林鳥獣生息地   | 瀬波          | 期間更新      | 637            | 0            | 637            | 平26.11.1 | ～ | 平36.10.31 |               |      |              |          |
| 26 | 森林鳥獣生息地   | 鷹の巣         | 期間更新      | 1,152          | 0            | 1,152          | 平26.11.1 | ～ | 平36.10.31 |               |      |              |          |
| 26 | 森林鳥獣生息地   | 三面          | 期間更新      | 2,138          | 0            | 2,138          | 平26.11.1 | ～ | 平36.10.31 |               |      |              |          |
| 26 | 森林鳥獣生息地   | 胎内          | 期間更新      | 3,346          | 0            | 3,346          | 平26.11.1 | ～ | 平36.10.31 |               |      |              |          |
| 26 | 森林鳥獣生息地   | 山ノ相川        | 期間更新      | 375            | 0            | 375            | 平26.11.1 | ～ | 平36.10.31 |               |      |              |          |
| 26 | 森林鳥獣生息地   | 伊達原鳥獣保護区    | 期間更新      | 940            | 0            | 940            | 平26.11.1 | ～ | 平36.10.31 |               |      |              |          |
| 26 | 森林鳥獣生息地   | 松之山         | 期間更新・区域拡大 | 860            | 670          | 1,530          | 平26.11.1 | ～ | 平36.10.31 |               |      |              |          |
| 26 | 森林鳥獣生息地   | 月不見の池       | 期間更新      | 180            | 0            | 180            | 平26.11.1 | ～ | 平36.10.31 |               |      |              |          |
| 26 | 大規模生息地    | 妙高山         | 期間更新      | 13,846         | 0            | 13,846         | 平26.11.1 | ～ | 平36.10.31 |               |      |              |          |
| 26 | 集団渡来地     | 大池          | 期間更新      | 350            | 0            | 350            | 平26.11.1 | ～ | 平36.10.31 |               |      |              |          |
| 26 | 集団渡来地     | 高田城跡        | 期間更新      | 63             | 0            | 63             | 平26.11.1 | ～ | 平36.10.31 |               |      |              |          |
| 26 | 集団繁殖地     | 栗島          | 期間更新      | 986            | 0            | 986            | 平26.11.1 | ～ | 平36.10.31 |               |      |              |          |
| 26 | 身近な鳥獣生息地  | お暮場         | 期間更新      | 418            | 0            | 418            | 平26.11.1 | ～ | 平36.10.31 |               |      |              |          |
| 26 | 身近な鳥獣生息地  | 新田観音山       | 期間更新      | 21             | 0            | 21             | 平26.11.1 | ～ | 平46.10.31 |               |      |              |          |
| 26 | 身近な鳥獣生息地  | 御嶽山         | 期間更新      | 484            | 0            | 484            | 平26.11.1 | ～ | 平46.10.31 |               |      |              |          |
| 26 | 身近な鳥獣生息地  | 春日山         | 期間更新      | 70             | 0            | 70             | 平26.11.1 | ～ | 平36.10.31 |               |      |              |          |
| 26 | 身近な鳥獣生息地  | 柏崎          | 期間更新      | 500            | 0            | 500            | 平26.11.1 | ～ | 平36.10.31 |               |      |              |          |
|    |           | <b>18箇所</b> |           | <b>26,816</b>  | <b>670</b>   | <b>27,486</b>  |          |   |           |               |      |              |          |
| 27 | 身近な鳥獣生息地  | 愛宕山鳥獣保護区    | 期間更新      | 5              | 0            | 5              | 平27.11.1 | ～ | 平37.10.31 |               |      |              |          |
| 27 | 森林鳥獣生息地   | 吉津鳥獣保護区     | 期間更新      | 258            | 0            | 258            | 平27.11.1 | ～ | 平37.10.31 |               |      |              |          |
| 27 | 森林鳥獣生息地   | 麒麟山鳥獣保護区    | 期間更新      | 70             | 0            | 70             | 平27.11.1 | ～ | 平37.10.31 |               |      |              |          |
| 27 | 森林鳥獣生息地   | 西山鳥獣保護区     | 期間更新      | 350            | 0            | 350            | 平27.11.1 | ～ | 平37.10.31 |               |      |              |          |
| 27 | 森林鳥獣生息地   | 宮寄上         | 期間更新      | 618            | 0            | 618            | 平27.11.1 | ～ | 平47.10.31 |               |      |              |          |
| 27 | 森林鳥獣生息地   | 権現堂         | 期間更新      | 725            | 0            | 725            | 平27.11.1 | ～ | 平47.10.31 |               |      |              |          |
| 27 | 森林鳥獣生息地   | いもり池        | 期間更新      | 87             | 0            | 87             | 平27.11.1 | ～ | 平37.10.31 |               |      |              |          |
| 27 | 森林鳥獣生息地   | 八石山         | 期間更新      | 277            | 0            | 277            | 平27.11.1 | ～ | 平37.10.31 |               |      |              |          |
| 27 | 森林鳥獣生息地   | 龍ヶ窪鳥獣保護区    | 期間更新      | 341            | 0            | 341            | 平27.11.1 | ～ | 平37.10.31 |               |      |              |          |
| 27 | 森林鳥獣生息地   | 小滝          | 期間更新      | 560            | 0            | 560            | 平27.11.1 | ～ | 平37.10.31 |               |      |              |          |
| 27 | 集団渡来地     | 清瀧          | 期間更新      | 25             | 0            | 25             | 平27.11.1 | ～ | 平37.10.31 |               |      |              |          |
| 27 | 集団渡来地     | 弁天瀧         | 期間更新      | 5              | 0            | 5              | 平27.11.1 | ～ | 平37.10.31 |               |      |              |          |
| 27 | 集団渡来地     | 五十公野公園      | 期間更新      | 128            | 0            | 128            | 平27.11.1 | ～ | 平37.10.31 |               |      |              |          |
| 27 | 身近な鳥獣生息地  | 貝屋          | 期間更新      | 5              | 0            | 5              | 平27.11.1 | ～ | 平37.10.31 |               |      |              |          |
| 27 | 身近な鳥獣生息地  | 松浦          | 期間更新      | 21             | 0            | 21             | 平27.11.1 | ～ | 平37.10.31 |               |      |              |          |
| 27 | 身近な鳥獣生息地  | 加茂山         | 期間更新      | 14             | 0            | 14             | 平27.11.1 | ～ | 平47.10.31 |               |      |              |          |
| 27 | 身近な鳥獣生息地  | 山部          | 期間更新      | 95             | 0            | 95             | 平27.11.1 | ～ | 平37.10.31 |               |      |              |          |
| 27 | 身近な鳥獣生息地  | 真野公園鳥獣保護区   | 期間更新      | 13             | 0            | 13             | 平27.11.1 | ～ | 平37.10.31 |               |      |              |          |
|    |           | <b>18箇所</b> |           | <b>3,997</b>   | <b>0</b>     | <b>3,997</b>   |          |   |           |               |      |              |          |
| 28 | 森林鳥獣生息地   | 乙           | 期間更新      | 656            | 0            | 656            | 平28.11.1 | ～ | 平38.10.31 |               |      | 市の計画に合わせ名称変更 | 旧里のこどもの国 |
| 28 | 身近な鳥獣生息地  | 二貫寺の森       | 期間更新・名称変更 | 37             | 0            | 37             | 平28.11.1 | ～ | 平38.10.31 |               |      |              |          |
|    |           | <b>2箇所</b>  |           | <b>693</b>     | <b>0</b>     | <b>693</b>     |          |   |           |               |      |              |          |
|    | <b>合計</b> | <b>54箇所</b> |           | <b>102,537</b> | <b>1,351</b> | <b>103,888</b> |          |   |           |               |      |              |          |

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

第10次鳥獣保護事業計画までに指定した特別保護地区のうち、第11次鳥獣保護事業計画期間中に存続期間が満了するものについて再指定する。

(2) 特別保護地区指定計画

| 区分       | 特別保護地区指定の目標 | 既設特別保護地区(A) |         | 本計画期間に指定する特別保護地区<br>(再指定を含む) |    |       |       |    | 本計画期間に区域拡大する特別保護地区 |       |    |    |    |    |      |
|----------|-------------|-------------|---------|------------------------------|----|-------|-------|----|--------------------|-------|----|----|----|----|------|
|          |             |             |         | 24年度                         | 25 | 26    | 27    | 28 | 計(B)               | 24年度  | 25 | 26 | 27 | 28 | 計(C) |
| 森林鳥獣生息地  | 箇所          | 23          | 1       | 箇所                           |    |       |       |    |                    | 0     |    |    |    |    | 0    |
|          | 面積          | 8,240       | 1,452   | 変動面積                         |    |       |       |    |                    | 0     |    |    |    |    | 0    |
| 大規模生息地   | 箇所          |             | 2       | 箇所                           |    | 1     | 1     |    |                    | 2     |    |    |    |    | 0    |
|          | 面積          |             | 2,838   | 変動面積                         |    | 322   | 2,516 |    |                    | 2,838 |    |    |    |    | 0    |
| 集団渡来地    | 箇所          |             | 0       | 箇所                           |    |       |       |    |                    | 0     |    |    |    |    | 0    |
|          | 面積          |             | 0       | 変動面積                         |    |       |       |    |                    | 0     |    |    |    |    | 0    |
| 集団繁殖地    | 箇所          |             | 1       | 箇所                           |    |       | 1     |    |                    | 1     |    |    |    |    | 0    |
|          | 面積          |             | 30      | 変動面積                         |    |       | 30    |    |                    | 30    |    |    |    |    | 0    |
| 希少鳥獣生息地  | 箇所          |             | 2       | 箇所                           |    | 1     |       |    |                    | 1     |    |    |    |    | 0    |
|          | 面積          |             | 3,809.4 | 変動面積                         |    | 3,809 |       |    |                    | 3,809 |    |    |    |    | 0    |
| 生息地回廊    | 箇所          |             | 0       | 箇所                           |    |       |       |    |                    | 0     |    |    |    |    | 0    |
|          | 面積          |             | 0       | 変動面積                         |    |       |       |    |                    | 0     |    |    |    |    | 0    |
| 身近な鳥獣生息地 | 箇所          |             | 1       | 箇所                           |    | 1     |       |    |                    | 1     |    |    |    |    | 0    |
|          | 面積          |             | 2       | 変動面積                         |    | 2     |       |    |                    | 2     |    |    |    |    | 0    |
| 計        | 箇所          |             | 7       | 箇所                           | 0  | 3     | 2     | 0  | 0                  | 5     | 0  | 0  | 0  | 0  | 0    |
|          | 面積          |             | 8,131.4 | 変動面積                         | 0  | 4,133 | 2,546 | 0  | 0                  | 6,679 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0    |

| 区分       |      | 本計画期間に区域縮小する特別保護地区 |    |    |    |    | 本計画期間に廃止又は期間満了となる<br>特別保護地区 (再指定を含む) |      |       |       |    | 計画期間中の増△減* | 計画終了時の鳥獣保護区** |    |         |
|----------|------|--------------------|----|----|----|----|--------------------------------------|------|-------|-------|----|------------|---------------|----|---------|
|          |      | 24年度               | 25 | 26 | 27 | 28 | 計(D)                                 | 24年度 | 25    | 26    | 27 |            |               | 28 | 計(E)    |
| 森林鳥獣生息地  | 箇所   |                    |    |    |    |    | 0                                    |      |       |       |    |            | 0             | 0  | 1       |
|          | 変動面積 |                    |    |    |    |    | 0                                    |      |       |       |    |            | 0             | 0  | 1,452   |
| 大規模生息地   | 箇所   |                    |    |    |    |    | 0                                    |      | 1     | 1     |    |            | 2             | 0  | 2       |
|          | 変動面積 |                    |    |    |    |    | 0                                    |      | 322   | 2,516 |    |            | 2,838         | 0  | 2,838   |
| 集団渡来地    | 箇所   |                    |    |    |    |    | 0                                    |      |       |       |    |            | 0             | 0  | 0       |
|          | 変動面積 |                    |    |    |    |    | 0                                    |      |       |       |    |            | 0             | 0  | 0       |
| 集団繁殖地    | 箇所   |                    |    |    |    |    | 0                                    |      |       | 1     |    |            | 1             | 0  | 1       |
|          | 変動面積 |                    |    |    |    |    | 0                                    |      |       | 30    |    |            | 30            | 0  | 30      |
| 希少鳥獣生息地  | 箇所   |                    |    |    |    |    | 0                                    |      | 1     |       |    |            | 1             | 0  | 2       |
|          | 変動面積 |                    |    |    |    |    | 0                                    |      | 3,809 |       |    |            | 3,809         | 0  | 3,809.4 |
| 生息地回廊    | 箇所   |                    |    |    |    |    | 0                                    |      |       |       |    |            | 0             | 0  | 0       |
|          | 変動面積 |                    |    |    |    |    | 0                                    |      |       |       |    |            | 0             | 0  | 0       |
| 身近な鳥獣生息地 | 箇所   |                    |    |    |    |    | 0                                    |      | 1     |       |    |            | 1             | 0  | 1       |
|          | 変動面積 |                    |    |    |    |    | 0                                    |      | 2     |       |    |            | 2             | 0  | 2       |
| 計        | 箇所   | 0                  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0                                    | 0    | 3     | 2     | 0  | 0          | 5             | 0  | 7       |
|          | 変動面積 | 0                  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0                                    | 0    | 4,133 | 2,546 | 0  | 0          | 6,679         | 0  | 8,131.4 |

\*箇所数についてはB-E  
面積についてはB+C-D-E  
\*\*箇所数についてはA+B-E  
面積についてはA+B+C-D-E

③ 特別保護地区の指定内訳

| 年度        | 指定の対象となる鳥獣保護区 |            |               |                      | 特別保護地区       |                      | 特別保護指定地域 |      | 備考                         |
|-----------|---------------|------------|---------------|----------------------|--------------|----------------------|----------|------|----------------------------|
|           | 鳥獣保護区の種類      | 鳥獣保護区名     | 指定面積(ha)      | 存続期間                 | 指定面積(ha)     | 存続期間                 | 指定面積(ha) | 存続期間 |                            |
| 25        | 希少鳥獣生息地       | 笠堀         | 3,809         | 平25.11.1 ~ 平45.10.31 | 3,809        | 平25.11.1 ~ 平45.10.31 |          |      | 笠堀特別保護地区再指定                |
| 25        | 大規模生息地        | 湯之谷奥只見湖    | 38,128        | 平25.11.1 ~ 平45.10.31 | 322          | 平25.11.1 ~ 平45.10.31 |          |      | 尾瀬特別保護地区再指定                |
| 25        | 身近な鳥獣生息地      | 新穂         | 260           | 平25.11.1 ~ 平35.10.31 | 2            | 平25.11.1 ~ 平35.10.31 |          |      | 新穂特別保護地区再指定<br>保護区面積は増加後面積 |
| <b>計</b>  |               | <b>3箇所</b> | <b>42,197</b> |                      | <b>4,133</b> |                      |          |      |                            |
| 26        | 集団繁殖地         | 粟島         | 986           | 平26.11.1 ~ 平36.10.31 | 30           | 平26.11.1 ~ 平36.10.31 |          |      | 立島特別保護地区再指定                |
| 26        | 大規模生息地        | 妙高山        | 13,846        | 平26.11.1 ~ 平36.10.31 | 2,516        | 平26.11.1 ~ 平36.10.31 |          |      | 火打山特別保護地区再指定               |
| <b>計</b>  |               | <b>2箇所</b> | <b>14,832</b> |                      | <b>2,546</b> |                      |          |      |                            |
| <b>合計</b> |               | <b>5箇所</b> | <b>57,029</b> |                      | <b>6,679</b> |                      |          |      |                            |

### 3 休猟区の指定

#### (1) 方針

休猟区は、従来狩猟鳥獣の生息数の増加を図るため、県内の可猟地域面積の概ね1/3が常時休猟区となるよう具体的目標を定めて指定してきたが、今次計画においては、特定鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況等を勘案しながら、より地域の実情を考慮した指定を行うよう努めるものとする。また、指定に当たっては、農林水産業関係者や地元住民等の理解が得られるよう留意する。

#### (2) 休猟区指定計画

| 年度  | 休猟区指定所在地 | 休猟区名 | 指定面積<br>(ha) | 指定期間 | 備考 | 年度  | 休猟区指定所在地 | 休猟区名 | 指定面積<br>(ha) | 指定期間 | 備考 | 年度   | 休猟区指定所在地 | 休猟区名  | 指定面積<br>(ha) | 指定期間 | 備考 |
|-----|----------|------|--------------|------|----|-----|----------|------|--------------|------|----|------|----------|-------|--------------|------|----|
| 24  | 関川村      | 朴坂   | 984          | 3年   |    | 25  | 村上市      | 大平山  | 2,283        | 3年   |    | 26   | 村上市      | 小俣    | 2,119        | 3年   |    |
| 24  | 三条市      | 前谷   | 1,709        | 3年   |    | 25  | 阿賀町      | 石戸山  | 1,256        | 3年   |    | 26   | 三条市      | 大沢    | 2,196        | 3年   |    |
| 24  | 見附市      | 見附南部 | 982          | 3年   |    | 25  | 三条市      | 大崎山  | 1,600        | 3年   |    | 26   | 魚沼市      | 鳴倉山   | 1,720        | 3年   |    |
| 24  | 長岡市      | 上榎出  | 1,584        | 3年   |    | 25  | 小千谷市・長岡市 | 山本山  | 957          | 3年   |    | 26   | 魚沼市      | 黒又    | 1,750        | 3年   |    |
| 24  | 長岡市      | 寺泊   | 2,428        | 3年   |    | 25  | 長岡市      | 小国   | 3,429        | 3年   |    | 26   | 南魚沼市     | 八海山   | 1,282        | 3年   |    |
| 24  | 十日町市     | 吉田   | 2,666        | 3年   |    | 25  | 十日町市     | 下条   | 1,700        | 3年   |    | 26   | 南魚沼市     | 大沢    | 1,300        | 3年   |    |
| 24  | 佐渡市      | 小木北部 | 1,300        | 3年   |    | 25  | 糸魚川市     | 田麦平  | 1,510        | 3年   |    | 26   | 南魚沼市     | 三用    | 1,633        | 3年   |    |
|     |          |      |              |      |    | 25  | 佐渡市      | 羽茂東部 | 2,580        | 3年   |    | 26   | 柏崎市      | 西山 高浜 | 1,700        | 3年   |    |
|     |          |      |              |      |    |     |          |      |              |      |    | 26   | 十日町市     | 松代    | 1,437        | 3年   |    |
|     |          |      |              |      |    |     |          |      |              |      |    | 26   | 佐渡市      | 椿尾    | 2,408        | 3年   |    |
|     |          |      |              |      |    |     |          |      |              |      |    | 26   | 佐渡市      | 金泉    | 3,492        | 3年   |    |
| 7か所 |          |      | 11,603       |      |    | 8か所 |          |      | 15,315       |      |    | 11か所 |          |       | 21,037       |      |    |

| 年度  | 休猟区指定所在地 | 休猟区名  | 指定面積<br>(ha) | 指定期間 | 備考 |
|-----|----------|-------|--------------|------|----|
| 27  | 村上市      | 布部    | 2,136        | 3年   |    |
| 27  | 新発田市     | 高知山   | 1,962        | 3年   |    |
| 27  | 阿賀町      | 柴倉川   | 1,875        | 3年   |    |
| 27  | 加茂市      | 上条長谷  | 1,646        | 3年   |    |
| 27  | 見附市      | 見附太田  | 919          | 3年   |    |
| 27  | 長岡市      | 一之貝   | 2,391        | 3年   |    |
| 27  | 魚沼市      | 上条    | 1,648        | 3年   |    |
| 27  | 柏崎市      | 小国 鯖石 | 3,903        | 3年   |    |
| 27  | 佐渡市      | 加茂歌代  | 2,560        | 3年   |    |
| 9か所 |          |       | 19,040       |      |    |

| 年度  | 休猟区指定所在地 | 休猟区名  | 指定面積<br>(ha) | 指定期間 | 備考 |
|-----|----------|-------|--------------|------|----|
| 28  | 村上市      | 大須戸   | 1,227        | 3年   |    |
| 28  | 胎内市      | 坂井 羽黒 | 1,355        | 3年   |    |
| 28  | 長岡市      | 上川    | 1,173        | 3年   |    |
| 28  | 柏崎市      | 鯖石    | 2,995        | 3年   |    |
| 28  | 津南町      | 津南原   | 1,685        | 3年   |    |
| 28  | 佐渡市      | 戸中    | 2,354        | 3年   |    |
| 6か所 |          |       | 10,789       |      |    |

|    |      |                |
|----|------|----------------|
| 合計 | 41か所 | (ha)<br>77,784 |
|----|------|----------------|

③ 特例休猟区指定計画

特定鳥獣による農林水産業等への被害状況に応じて、休猟区内でも特定鳥獣保護管理計画に基づき特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例制度の活用について検討を行うものとする。

#### 4 鳥獣保護区の整備等

##### (1) 方針

鳥獣保護区には、鳥獣保護員が中心となり制札及び案内板等を設置し、鳥獣保護区であることを周知するとともに、鳥獣保護思想の普及・啓発を図る。また、愛鳥モデル校の活動の一環として、身近な鳥獣生息地の保護区及び近隣の鳥獣保護区並びに校庭などに巣箱の架設、食餌植物の植栽、啓発標識板の設置を行い、野鳥愛護の普及・啓発に努める。

ア 巣箱は、愛鳥モデル校に材料を提供し、児童生徒により作製・架設する。

イ 食餌植物は、身近な鳥獣生息地の保護区及び校庭などに植栽することとし、鳥獣保護区内に植栽する場合はその自然環境に適した植物を選ぶ。

ウ 啓発標識板は、身近な鳥獣生息地の保護区及びハイキング・登山などの利用者の多い鳥獣保護区に設置する。

エ 案内板は、利用者の多い鳥獣保護区を中心に、利用者の目に付きやすい場所に設置する。

オ 制札は、鳥獣保護区の境界に設置する。

カ 設置した標識類が常に所期の目的を果たすよう鳥獣保護員が定期的な巡視を行う。

##### (2) 整備計画

###### ① 管理施設の設置

| 区分     | 平成24年度                         | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|--------|--------------------------------|--------|--------|--------|--------|
| 標識類の整備 | 新設及び更新を行う鳥獣保護区を中心に案内板、制札を整備する。 | 同左     | 同左     | 同左     | 同左     |

###### ② 利用施設の整備

| 区分        | 平成24年度 |      | 平成25年度 |      | 平成26年度 |      | 平成27年度 |      | 平成28年度 |      | 計     |      |      |
|-----------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|-------|------|------|
|           | 実施箇所数  | 数量   | 実施箇所数  | 数量   | 実施箇所数  | 数量   | 実施箇所数  | 数量   | 実施箇所数  | 数量   | 実施箇所数 | 数量   |      |
| 巣箱        | 7      | 80個  | 7      | 80個  | 7      | 80個  | 7      | 80個  | 7      | 80個  | 28    | 400個 |      |
| 食餌植物(植付け) | 7      | 120本 | 7      | 120本 | 7      | 120本 | 7      | 120本 | 7      | 120本 | 28    | 600本 |      |
| 標識類       | 制札     | 10   | 100本   | 10   | 100本   | 10   | 100本   | 10   | 100本   | 10   | 100本  | 40   | 500本 |
|           | 案内板    | 3    | 3基     | 3    | 3基     | 3    | 3基     | 3    | 3基     | 3    | 3基    | 12   | 15基  |
|           | 啓発標識板  | 5    | 50枚    | 5    | 50枚    | 5    | 50枚    | 5    | 50枚    | 5    | 50枚   | 20   | 250枚 |

###### ③ 調査、巡視等の計画

| 区分          | 平成24年度                    | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 計     |
|-------------|---------------------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 管理員等        | 箇所数                       | 88カ所   | 88カ所   | 87カ所   | 87カ所   | 437カ所 |
|             | 人数                        | 82人    | 82人    | 82人    | 82人    | 410人  |
|             | 年間延出勤日数                   | 1640日  | 1640日  | 1640日  | 1640日  | 8200日 |
| 管理のための調査の実施 | 鳥獣保護員による鳥獣保護区の巡視及び生息動向の把握 | 同左     | 同左     | 同左     | 同左     |       |

### 第3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

#### 1 鳥獣の人工増殖

##### (1) 方針

国特別天然記念物トキについては、環境省の委託を受け、その基本方針により実施することとする。  
また、狩猟鳥のキジ及びヤマドリについては、人工増殖を行っている者に委託することとし、狩猟資源の確保に努める。

##### (2) 人工増殖計画

| 年度   | 希少鳥獣等 |  | 狩猟鳥獣 |                           | 備考 |
|------|-------|--|------|---------------------------|----|
|      | 鳥獣名   | 実施方法   | 鳥獣名  | 実施方法                      |    |
| 24年度 | トキ    | 環境省の方針による。<br>1 飼育及び管理<br>2 定期健康診断及び傷病<br>時における治療<br>3 生態の記録<br>4 野生復帰活動 | キジ   | キジ、ヤマドリの人工増殖を行っている者に委託する。 |    |
|      |       |  | ヤマドリ |                           |    |
| 25年度 | トキ    |  | キジ   |                           |    |
|      |       |  | ヤマドリ |                           |    |
| 26年度 | トキ    |  | キジ   |                           |    |
|      |       | ヤマドリ   |      |                           |    |
| 27年度 | トキ    | キジ   | ヤマドリ |                           |    |
| 28年度 | トキ    | キジ   | ヤマドリ |                           |    |

#### 2 放鳥獣

##### (1) 方針

狩猟資源を確保するため、県内でキジ、ヤマドリの人工増殖を行っている者に委託し、放鳥することとする。  
放鳥時にはあらかじめオスの個体に標識を付し、放鳥地域一帯での定着状況の調査に資するものとする。  
放鳥するキジ、ヤマドリは、病原体の伝搬等により人や鳥獣に悪影響を及ぼすおそれのないものとし、特に高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、人工増殖業者に対して衛生管理の徹底や個体の健康状態の確認等に係る要請を検討するとともに、放鳥の一時的見合わせについても検討する。  
また、哺乳類については、人工繁殖個体の放鳥は行わないこととする。

##### (2) 放鳥計画及び幼鳥の入手計画

###### ア 放鳥計画

| 種類名     | 放鳥の地域   | 平成24年度          |    |       | 平成25年度 |    |       | 平成26年度 |    |       | 平成27年度 |    |       | 平成28年度 |    |       | 計   |     |        |
|---------|---------|-----------------|----|-------|--------|----|-------|--------|----|-------|--------|----|-------|--------|----|-------|-----|-----|--------|
|         |         | 日齢              | 箇所 | 羽     | 日齢     | 箇所 | 羽     | 日齢     | 箇所 | 羽     | 日齢     | 箇所 | 羽     | 日齢     | 箇所 | 羽     | 日齢  | 箇所  | 羽      |
| キ       | 鳥獣保護区   | 100             | 5  | 200   | 100    | 5  | 200   | 100    | 5  | 200   | 100    | 5  | 200   | 100    | 5  | 200   | 100 | 25  | 1,000  |
|         | 体 獵 区   | 100             | 55 | 2,100 | 100    | 55 | 2,100 | 100    | 55 | 2,100 | 100    | 55 | 2,100 | 100    | 55 | 2,100 | 100 | 275 | 10,500 |
|         | そ の 他   | 100             | 35 | 900   | 100    | 35 | 900   | 100    | 35 | 900   | 100    | 35 | 900   | 100    | 35 | 900   | 100 | 175 | 4,500  |
|         | 計       |                 | 95 | 3,200 |        | 95 | 3,200 |        | 95 | 3,200 |        | 95 | 3,200 |        | 95 | 3,200 |     | 475 | 16,000 |
| ヤ マ ド リ | 体 獵 区   | 100             | 5  | 280   | 100    | 5  | 280   | 100    | 5  | 280   | 100    | 5  | 280   | 100    | 5  | 280   | 100 | 25  | 1,400  |
|         | 計       |                 | 5  | 280   |        | 5  | 280   |        | 5  | 280   |        | 5  | 280   |        | 5  | 280   |     | 25  | 1,400  |
| ト       | キ 鳥獣保護区 | 環境省の計画によるものとする。 |    |       |        |    |       |        |    |       |        |    |       |        |    |       |     |     |        |
|         | 計       |                 |    |       |        |    |       |        |    |       |        |    |       |        |    |       |     |     |        |

###### イ 幼鳥の入手計画

| 種類名     | 平成24年度 |    |     | 平成25年度 |    |     | 平成26年度 |    |     | 平成27年度 |    |     | 平成28年度 |    |     | 計      |    |     |
|---------|--------|----|-----|--------|----|-----|--------|----|-----|--------|----|-----|--------|----|-----|--------|----|-----|
|         | 委託生産   | 購入 | その他 | 委託生産   | 購入 | その他 | 委託生産   | 購入 | その他 | 委託生産   | 購入 | その他 | 委託生産   | 購入 | その他 | 委託生産   | 購入 | その他 |
| キ ジ     | 3,200  | 0  | 0   | 3,200  | 0  | 0   | 3,200  | 0  | 0   | 3,200  | 0  | 0   | 3,200  | 0  | 0   | 16,000 | 0  | 0   |
| ヤ マ ド リ | 280    | 0  | 0   | 280    | 0  | 0   | 280    | 0  | 0   | 280    | 0  | 0   | 280    | 0  | 0   | 1,400  | 0  | 0   |



## 第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

### 1 鳥獣の区分と保護管理の考え方

#### (1) 希少鳥獣

##### ①対象種

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA類・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣で、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第7条第6項に基づき環境大臣が定めるもの及び県のレッドリストにおいて同様の取扱いがなされている鳥獣。

また、絶滅のおそれのある地域個体群についても必要に応じて希少鳥獣として扱う。

##### ②保護管理の考え方

自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第4条に基づく自然環境保全基礎調査、個別の種ごとの調査等により生息状況や生息環境の把握に努める。また環境大臣による適切な捕獲許可、鳥獣保護区（希少鳥獣生息地域の保護区）の指定等の実施により、種、及び地域個体群の存続を図るための取組みに努める。

#### (2) 狩猟鳥獣

##### ①対象種

狩猟の対象として資源的価値を有する、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が相当程度認められ、かつ、一般的に狩猟の対象となり得るものとしてその捕獲等による個体数の抑制が期待できるもの、狩猟鳥獣とした場合に当該鳥獣の捕獲等がその生息の状況に著しい影響を及ぼすおそれがないことのいずれにも該当する鳥獣として法第2条第3項に基づき定めるもの。

##### ②保護管理の考え方

自然環境保全基礎調査、種別ごとの調査等により生息状況等の把握に努めるとともに、関係行政機関等からの情報収集、関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努める。また、狩猟鳥獣保護の観点から生息状況等の情報を踏まえながら、休猟区の指定、捕獲等の制限等により、狩猟鳥獣の持続的な利用が可能となるよう保護管理を図る。

なお、狩猟鳥獣のうち本来我が国に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣である種については(3)に準じた管理を行うこととする。

#### (3) 外来鳥獣

##### ①対象種

本来、我が国に生息しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とする。

##### ②保護管理の考え方

自然環境保全基礎調査、種別ごとの調査等により生息状況、農林水産業への被害及び生態系等への影響について把握に努める。

また、農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するための積極的な狩猟及び有害鳥獣捕獲を推進し被害の防止を図るものとする。

なお、国内において本来の生息地以外に人為的に導入され、生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている鳥獣についても、外来鳥獣に準じ、必要に応じた管理を行うこととする。

#### (4) 一般鳥獣

##### ①対象種

希少鳥獣、狩猟鳥獣、並びに外来鳥獣等以外の鳥獣とする。

##### ②保護管理の考え方

自然環境保全基礎調査、種別ごとの調査等により生息状況等の把握に努める。また、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況を踏まえ、必要に応じ希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護管理に準じた対策を講ずるものとする。

#### 2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

##### (1) 許可しない場合の基本的考え方

以下の場合においては、許可をしない。

ア 捕獲後の処置の計画等に照らして、明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。

イ 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させる等、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、外来鳥獣等により生態系に係る被害が生じている地域又は外来鳥獣等の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合は、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

ウ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させる等、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合。

エ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障をおよぼすおそれがあるような場合。

オ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域の静穏の保持に著しい支障が生じる場合。

カ 法第36条及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。

キ 愛玩飼養を目的とする捕獲の場合。

(2) 許可する場合の基本的考え方

ア 学術研究を目的とする場合

学術研究（環境省脚環を用いる標識調査を含む。）を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限のもの（外来鳥獣等に関する学術研究にあつては適切なもの）であつて、適正な研究計画の下でのみ行われるもの。

イ 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下第4において「被害」という。）が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うもの。特に、外来鳥獣等については当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

ウ 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合

個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲内で行われるもの。

エ その他特別な事由を目的とする場合

上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とするものとする。

(7) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合。

(1) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合。

(7) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合。

(エ) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合。

(オ) 鵜飼漁業への利用

鵜飼漁業者が漁業に用いるため、ウミウ又はカワウを捕獲する場合。

(カ) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

伝統的な祭礼行事等に用いる場合。

(キ) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的

環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等又は採取等する場合等。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した捕獲許可申請においては、以下の基準を満たすものとする。ただし、ア(ア)のくくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、クマ類の生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、以下によらないことができる。

ア 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合 (ウの場合を除く。)

(ア) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

(イ) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。

イ イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、ア(ア)の規制に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。

ウ ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合

はこわなに限るものとする。

(4) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保、静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法等について付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

(5) 許可権限の市町村長への委譲

ア 有害鳥獣捕獲等の場合

迅速な対応及び地域の実情に即した運用を図るため、下表のとおり市町村で処理するものとし、この取り扱いについては、法、施行規則及び法第3条に基づく環境大臣の定める基本指針に基づき策定された本事業計画によるものとする。

市町村は、鳥獣捕獲許可の適正な実施を図るため、年度ごと又は必要に応じて、許可事務の執行状況報告を県等に行うものとする。

また、広域的な視点の確保や隣接市町村との連携強化を図るため、原則として地域振興局健康福祉環境部（以下「地域機関」という。）の管轄区域及び新潟市において、地域機関（新潟市にあつては県環境企画課）、市町村、猟友会、鳥獣保護員のほか必要に応じて農業協同組合、森林組合等を加えて構成する地区連絡調整会議を設ける。

| 市町村  | 対 象 種   | 備 考  |
|------|---|--|
| 全市町村 | <p>以下の鳥獣及び希少鳥獣を除く鳥獣。<br/>                     ミゾゴイ、ハクガン、サカツラガン、ヒクイナ、アカモズ、ウミウ、チュウサギ、マガン、ヨシガモ、シノリガモ、ホオジログアモ、ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオジシギ、コノハズク、オオコノハズク、アオバズク、ヨタカ、ヤマセミ、コサメビタキ、サンコウチヨウ、キバシリ、ノジコ、サドカケス、シロウマトガリネズミ、サドガリネズミ、ニホンカワネズミ、シナノミズラモグラ、ヤマネ、ホンドオコジョ、ゴマフアザラシ、ワモンアザラシ、クラカケアザラシ及びアゴヒゲアザラシ。<br/>                     ※希少鳥獣は環境大臣許可</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲区域が複数市町村にまたがる場合は、県で処理する。</li> <li>・飛行場の区域内で航空機の安全航行のため捕獲を行う場合は、県で処理する。</li> <li>・卵を採取する場合は県で処理する。</li> </ul> <p>注)<br/>                     狩猟鳥獣、ダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、カワラバト（ドバト）、タイワンシログアシラ、ウソ、オナガ、ニホンザル、マングース及びノヤギ以外の鳥獣については、被害等を生じることがまれであり、これらの鳥獣の有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可にあたっては、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、鳥獣保護員、有識者等の指導・助言を得る等、捕獲以外の方法による被害防除方法を十分検討した上で許可する等、慎重に取り扱うものとする。</p> |

イ 有害鳥獣捕獲等以外の場合

地域の実情に即した運用を図るため、下表のとおり市町村で処理することとし、この取り扱いについては、法、施行規則及び法第3条に基づく環境大臣の定める基本指針に基づき策定された本事業計画によるものとする。

市町村は、鳥獣捕獲許可の適正な実施を図るため、年度ごと又は必要に応じて、許可事務の執行状況報告を県等に行うものとする。

| 区分      | 捕獲の目的                  | 市町村  | 対象種  | 備考  |
|---------|------------------------|------|--|---|
| 市町村処理事務 | 学術研究（環境省脚環を用いる標識調査を含む） | 全市町村 | 以下の鳥獣及び希少鳥獣を除く鳥獣。<br>ミゾゴイ、ハクガン、サカツラガン、ヒクイナ、アカモズ、ウミウ、チュウサギ、マガン、ヨシガモ、シノリガモ、ホオジログモ、ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオジシギ、コノハズク、オオコノハズク、アオバズク、ヨタカ、ヤマセミ、コサメビタキ、サンコウチョウ、キバシリ、ノジコ、サドカケス、シロウマトガリネズミ、サドトガリネズミ、ニホンカワネズミ、シナノミズラモグラ、ヤマネ、ホンドオコジョ、ゴマフアザラシ、ワモンアザラシ、クラカケアザラシ及びアゴヒゲアザラシ。<br>※希少鳥獣は環境大臣許可 | ・捕獲区域が複数市町村にまたがる場合は県で処理する。<br>・卵を採取する場合は県で処理する。 |

(6) 捕獲実施に当たっての留意事項

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとする。

また、わなの使用に当たっては、以下の事項について措置されるようにする。

(7) 法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、住所、氏名又は名称、電話番号、許可権者名、許可年月日及び許可番号、捕獲目的、許可有効期間、並びに捕獲等しようとする鳥獣又は採取しようとする鳥類の卵の種類を記載した標識の装着等を行うものとする（ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできる。）。

(4) ツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、わなの形状、餌付け方法等を工夫して錯誤捕獲を防止するよう指導する。また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣ができるように、放獣体制等の整備に努める。

(7) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等は捕獲目的に照らして、特に次の点に留意し、適正に処理させる。

- (ア) 捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導する（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として施行規則第19条で定められた場合を除く。）。
- (イ) 捕獲物等が鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導する。
- (ウ) 捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、クマ類及びカモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせるものとする。
- (エ) 捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。
- (オ) 錯誤捕獲した個体については、原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣の検討を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図る。

ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣等の放鳥獣は適切でないことから、生態系等に被害を及ぼしている外来鳥獣等が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応するよう努めることとする。

(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して求めるものとする。また、錯誤捕獲の情報についても収集に努める。

特に、傷病鳥獣の保護捕獲においては、上記のような捕獲のデータの収集、収容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護管理のための基礎資料としての活用を図る。

また、必要に応じて、捕獲等又は採取等の実施への立ち会い等によりそれらが適正に実施されるよう対処する。

(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

希少鳥獣等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整する等、適正な捕獲が行われるよう指導する。

3 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

ア 研究の目的及び内容

次の(ア)から(エ)までのいずれにも該当するものであること。

(ア) 主たる目的が、理学、農学、医学又は薬学に関する学術研究であること。

ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

(イ) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。

(ウ) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。

また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。

(エ) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公開されるものであること。

| 捕獲等の目的        | 許可権者   | 許可基準                                     |           |       |  |   | 備考  |                      |
|---------------|--|--|-----------|-------|--|---|---|----------------------|
|               |  | 許可対象者                                    | 鳥獣の種類及び員数 | 捕獲等期間 | 捕獲等区域  | 捕獲等方法   |   | 留意事項                 |
| 学術研究 標識調査を除く) | 市町村長<br>以下の鳥獣は知事許可。<br>ミソゴイ、ハクガン、サカツラガン、ヒクイナ、アカモズ、ウミウ、チュウサギ、マガン、ヨシガモ、シノリガモ、ホオジロガモ、ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオジシギ、コノハズク、オオコノハズク、アオバズク、ヨタカ、ヤマセミ、コサメビタキ、サンコウチヨウ、キバシリ、ノジコ、サドカケス、シロウマトガリネズミ、サドガリネズミ、ニホンカワネズミ、シナノミズラモグラ、ヤマネ、ホンドオコジョ、ゴマフアザラシ、ワモンアザラシ、クラカケアザラシ及びアゴヒゲアザラシ。希少鳥獣は環境大臣許可。) | 理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者 | 必要最小限     | 1年以内  | 必要最小限の区域とし、原則として、法第35条 銃器を使用する場合)及び施行規則第7条第1項第7号イからチに掲げる区域は除く。ただし、特に必要と認められる場合はこの限りではない。 | 次の条件に適合するものであること。ただし、他の方法がなく、やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。<br>・法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟具、猟法でないこと。<br>・殺傷又は損傷を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。 | 捕獲後の措置は原則として、次の条件に適合するものであること。<br>・殺傷又は損傷を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。<br>・個体識別のための、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。<br>・電波発信機、脚環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。なお、電波発信機を装着する場合には、必要期間経過後短期間の内に脱落するものであること。 | 捕獲区域が複数市町村にまたがる場合は知事 |



(2) 標識調査

| 捕獲等の目的                     | 許可権者   | 許可基準  |  |       |  |                       |      | 備考                       |
|----------------------------|--|---|--|-------|--|-----------------------|------|--------------------------|
|                            |  | 許可対象者   | 鳥の種類及び員数   | 捕獲等期間 | 捕獲等区域  | 捕獲等方法                 | 留意事項 |                          |
| 標識調査（環境省<br>脚環を装着する場<br>合） | 市町村長<br>以下の鳥獣は<br>知事許可。シブ<br>ゴイ、ハクガン、<br>サカツラガン、ヒ<br>クイナ、アカモ<br>ズ、ウミウ、チュ<br>ウサギ、マガン、<br>ヨシガモ、シノリ<br>ガモ、ホオジロ<br>ガモ、ミサゴ、ハ<br>チクマ、ツミ、ハ<br>イタカ、オオジ<br>シギ、コノハズ<br>ク、オオコノハズ<br>ク、アオバズク、<br>ヨタカ、ヤマセ<br>ミ、コサメビタ<br>キ、サンコウチヨ<br>ウ、キバシリノ<br>ジコ、サドカケ<br>ス、シロウマトガ<br>リネズミ、サドト<br>ガリネズミ、ニホ<br>ンカワネズミ、シ<br>ナノミズラモグ<br>ラ、ヤマネ、ホン<br>ドオコジョ、ゴマ<br>フアザラン、ワ<br>モンアザラン、<br>クラカケアザラ<br>シ及びアゴヒゲ<br>アザラン。希少<br>鳥獣は環境大<br>臣許可。） | 国又は都道府県の鳥獣<br>行政事務担当職員若し<br>くは国又は都道府県よ<br>り委託を受けた者 委託<br>を受けた者から依頼さ<br>れた者を含む。） | 原則として、標識調査<br>を主たる業務として実<br>施している者にあつて<br>は、鳥各種各2,000羽<br>以内、3年以上継続し<br>て標識調査を目的とし<br>た捕獲許可を受けてい<br>る者にあつては、同各<br>1,000羽以内、その他の<br>者にあつては同各500<br>羽以内。ただし、特に<br>必要が認められる種に<br>ついてはこの限りでな<br>い。 | 1年以内  | 原則として、施行規則第7条<br>第1項第7号イからチに掲げ<br>る区域は除く。ただし、特に<br>必要と認められる場合はこ<br>の限りでない。 | 原則として、わな、網、<br>手捕とする。 |      | 捕獲区域が複数市町村<br>にまたがる場合は知事 |

4 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。ただし外来鳥獣等についてはこの限りではない。

その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。

また、農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

(2) 予察捕獲

被害等のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲は、常時捕獲を行い、生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合にのみ許可するものとする。被害発生のおそれのある地区ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害影響の発生地域、時期等の予察をするものとし、予察捕獲を実施するに当たっては、鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成するものとする。

①予察表

| 加害鳥獣名              | 被害農林水産物等                             | 被害発生時期 |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    | 被害発生場所                    | 備考   |  |
|--------------------|--------------------------------------|--------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|---------------------------|------|--|
|                    |                                      | 4月     | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |                           |      |  |
| スズメ                | イネ                                   |        |    |    | ←  | →  |    |     |     |     |    |    |    |                           | 水田一帯 |  |
| ハシブトガラス<br>ハシボソガラス | イネ、ダイズ、スイカ、メロン、モモ、ブドウ<br>トマト、トウモロコシ等 | ←      |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    | →  | 耕地一帯、減反改良畑一帯<br>市街地、公共の建物 |      |  |
| カルガモ               | イネ                                   | ←      | →  |    |    | ←  | →  |     |     |     |    |    |    | 水田一帯                      |      |  |
| キジバト               | イネ、ダイズ、アズキ、トウモロコシ等                   | ←      |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    | →  | 耕地一帯                      |      |  |
| ムクドリ               | モモ、ブドウ、サクランボ、ナシ、カキ等                  |        | ←  |    |    |    |    |     |     |     |    |    | →  | 果樹園一帯                     |      |  |
| カワラバト(ドバト)         | イネ、ダイズ、アズキ、トウモロコシ等<br>生活環境汚染         | ←      |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    | →  | 耕地、市街地、公共の建物              |      |  |
| ゴイサギ               | コイ、キンギョ等                             | ←      |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    | →  | 養殖池、放流湖沼                  |      |  |
| カワウ                | アユ、ヤマメ、ニシキゴイ等                        | ←      |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    | →  | 養殖池、放流河川                  |      |  |
| ノウサギ               | スキ、キリ、野菜類                            |        |    |    |    |    |    |     |     |     |    | ←  | →  | 耕地、造林地一帯                  |      |  |
| ツキノワグマ             | トウモロコシ、サツマイモ、カキ、スイカ、リンゴ<br>スキ等       | ←      |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    | →  | 耕地一帯                      |      |  |
| ニホンザル              | シイタケ、イネ、ダイズ等                         | ←      |    |    |    |    |    |     |     |     |    | ←  | →  | 耕地一帯                      |      |  |
| タヌキ                | スイカ、メロン、野菜等                          |        |    | ←  |    |    |    |     |     |     |    |    | →  | 耕地一帯                      |      |  |
| イノシシ               | イネ、ダイズ、野菜等                           | ←      |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    | →  | 耕地一帯                      |      |  |

②被害発生予察地図 別添のとおり

③予察表に係る方針等

ア 予察表に係る調査及び検討の実施体制

予察表作成に当たっては、過去5年間の鳥獣の被害状況及び生息状況について、地域の実情に応じ、学識経験者等、科学的見地から適切な助言、指導が行える者の意見を聴取しつつ、検討する。

イ 予察表に係る捕獲許可の方針

予察表に係る被害等の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整するものとする。

ウ 毎年の点検等の実施方針

予察対象鳥獣の捕獲状況等について通年調査を行い、その結果に基づき予察表を点検するものとする。

(3) 鳥獣の適正管理の実施

①方 針

農林水産物や生活環境等に被害を与えている鳥獣のうち、特に被害の大きい、若しくは近年被害が急激に増えつつあるニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、カワウ等について、関係機関と連携してその防除方法、個体数管理を検討する。

②防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画

| 対象鳥獣名  | 年度    | 防除方法の検討、個体数管理の実施等  | 備 考 |
|--------|-------|--|-----|
| ニホンザル  | 24～28 | 地域住民、市町村行政関係者、鳥獣保護団体、狩猟者団体、研究者等と連携して、健全な生息状況を維持しつつ被害を軽減させる効果的な防除方法について検討を進めるとともに、必要に応じ生息数、分布域等の生息状況を把握しながら人間の生活域への出没状況、農作物等の被害状況を考慮した群等の管理の方法について検討を行うことにより、適正な保護管理に努める。<br>なお、下越地域ニホンザル保護管理計画の対象地域における個体数管理については、当該計画に基づいて実施する。 |     |
| ツキノワグマ | 24～28 | 地域住民、市町村行政関係者、鳥獣保護団体、狩猟者団体、研究者等と連携して、生息数、分布域等の生息状況に応じた個体数管理の方法と効果的な防除方法を、生息調査結果並びに人間の生活域への出没状況、農作物及び人的被害等を考慮した上で検討を行うことにより、適正な管理に努める。<br>なお、個体数管理については新潟県ツキノワグマ保護管理計画による。  |     |
| イノシシ   | 24～28 | 地域住民、市町村行政関係者、鳥獣保護団体、狩猟者団体、研究者等と連携して、生息数、分布域等の生息状況に応じた個体数管理や被害防除対策等を検討し、適正な保護管理に努める。<br>なお、イノシシに関する保護管理計画が策定された場合は、当該計画に基づき、被害防除や個体数管理等総合的な対策を実施する。  |     |
| カワウ    | 24～28 | 地域住民、市町村行政関係者、鳥獣保護団体、狩猟者団体、研究者等と連携して、生息数、分布域等の生息状況に応じた個体数管理の方法と効果的な防除方法を、生息調査結果並びに水産物被害等を考慮した上で検討を行うことにより、適正な管理に努める。   |     |
| その他の鳥獣 | 24～28 | 必要に応じて、防除方法の調査や個体数管理の体制整備について検討する。   |     |

#### ④ 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

##### ① 方針

有害鳥獣捕獲は、鳥獣による農林水産物被害、生活環境の悪化、人身への危害又は植生の衰退や在来種を圧迫する等の自然生態系の被害が生じている場合又はそのおそれのある場合において、原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。ただし外来鳥獣等についてはこの限りではない。許可に当たっては、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、捕獲の対象となる鳥獣の生息状況等に応じた適正な捕獲の実施を図るものとする。

なお、外来鳥獣等による農林水産業又は生態系に係る被害等の防止を図る場合にあつては、当該外来鳥獣等を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

##### ア 有害鳥獣捕獲実施計画

国、地方公共団体及び法第9条第8項に基づく環境大臣が定める法人（以下「法人等」という。）が行う捕獲等は、個人が実施するよりも広範囲にわたり行われるものであることから、捕獲等を実施する場合は有害鳥獣捕獲実施計画を作成するものとする。

##### イ 捕獲等にあつての留意点

捕獲等実施者は、捕獲等を行うに当たって事故の発生防止のため次の事項に留意する。

(ア) 捕獲等実施内容（区域、期間、日時等）の関係機関、周辺自治会、周辺施設等への周知

(イ) 捕獲等実施主体の責任者の立ち会い、捕獲等の指示、捕獲許可証等の携帯の確認、捕獲物の確認、報告の聴取

(ウ) 空菜莢の回収、一括処理

(エ) 法第9条第12項に基づき使用する捕獲用具（銃器を除く）ごとに、住所、氏名又は名称、電話番号、許可権者名、許可年月日及び許可番号、捕獲目的、許可有効期間、並びに捕獲等しようとする鳥獣又は採取しようとする鳥類の卵の種類を記載した標識を装着すること。ただし、ネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合にあつては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする。）

(オ) 法人等が捕獲等を実施する場合は、次の事項にも留意する。

- ・ 捕獲従事者への指示書（別記様式1）の交付
- ・ 鳥獣捕獲従事者台帳（別記様式2）の整備
- ・ 捕獲等実施中の標識掲示、捕獲従事者への従事者証携帯及び従事者腕章着用の指示

(カ) その他事故防止に必要な対策の実施

##### ウ 捕獲物の処理等

捕獲物の処理方法については、申請の際に明らかにするよう許可権者が申請者に対し指導し、錯誤捕獲された個体については原則として所有及び活用はできないこと、狩猟鳥獣以外にあつては、捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には、飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は、法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対し十分周知を図る。

ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣等の放鳥獣は適切でないことから、生態系等に被害を及ぼしている外来鳥獣等が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うこととする。

捕獲物については、山野に放置することなく、捕獲の目的に照らし適正に処理させるとともに、捕獲地点や日時など捕獲情報を収集し、適正な鳥獣の保護管理のための資料とする。また、特にクマ類については、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止するため、剥製、敷物、トロフィーとして製品化する場合は、目印標（製品タグ）を装着するものとする。

## エ 捕獲情報の収集

許可を受けた者に対し、鳥獣捕獲許可証を返納させる際に、捕獲結果についての報告を行わせるものとする。

### ② 許可基準

#### ア 捕獲従事者

捕獲等に従事する者は、原則として次の事項に該当する者とする。なお、法人等が捕獲等を実施する場合にあっては、当該地域の狩猟者団体の代表者と協議のうえ、捕獲従事者を選任し、捕獲隊を編成するものとする。

また、捕獲従事者の数は、被害実態、被害面積等を勘案し、必要最小限の人員とする。

- ・ 銃器を使用する場合は第1種銃猟狩猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合にあつては、第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者）で、かつ銃器に係る狩猟者登録を、申請当該年度又は直前の年度に行っている者。
- ・ 網又はわなを使用する場合は、網猟免許又はわな猟免許を所持する者。
- ・ 狩猟免許を受けていない者に対しては、法第9条第3項各号のいずれにも該当せず、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、次に掲げるとき等は、許可できるものとする。
  - ① 住宅等の建物内における被害を防止する目的で当該建物内において、小型のわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、カラス、ドバト等の小型の鳥獣を捕獲する場合。
  - ② 網又はわなを使用する場合で、ネズミ類、モグラ類、カラス類、ドバト、ハクビシンを垣、柵その他これに類するもので囲まれた住宅、事業所等の敷地内で所有者が捕獲 構造及び設置場所から捕獲対象種以外の鳥獣を捕獲するおそれが少なく、かつ、人又は捕獲対象種以外の鳥獣が捕獲器に入ることにより、障害を負わせたり致死させない構造の捕獲器を用いた捕獲をいう。)しようとする場合。
  - ③ 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、シカその他の鳥獣を捕獲する場合。
- ・ 法人等が捕獲隊を編成する場合の許可で、網又はわなを使用する場合は、従事者の中に網猟免許又はわな猟免許所持者が含まれ、かつ、捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる捕獲の場合は、従事者に網猟免許又はわな猟免許を受けていない者を含むことができるものとする。この場合、網猟免許又はわな猟免許所持者の監督下で捕獲を行うよう指導するものとする。
- ・ 捕獲等を実施する市町村に居住している者。ただし、同一市町村内に捕獲従事者がいない場合は、周辺市町村に居住し、必要に応じ迅速に捕獲等に従事できる者。
- ・ 捕獲等に伴う事故等によって生じる損失について、賠償する能力を有する者。
- ・ 過去に狩猟関係法令に違反したことがない者。

#### イ 捕獲方法

捕獲方法及び猟具は原則として法第2条第2項によるものとし、従来の捕獲実績を考慮した最も効果のある方法で、かつ、安全性の確保が可能なもの。法第36条で禁止されている捕獲手段は用いることはできないが、環境大臣の許可を受けたものにあつては、この限りでない。

空気銃は、半矢の危険性があるため、その使用は中・小型鳥類に限ること。ただし、取り逃がす危険の少ない状況において使用する場合にはこの限りではない。

水辺地のうち水鳥の鉛中毒を防止するため指定された地区にあつては、鉛散弾を使用しないこと。

わなを使用した捕獲許可申請にあつては、2 (3) に準ずるものとする。

#### ウ その他

捕獲等に係る区域、期間、羽 頭・個)数は、加害鳥獣の生息状況、被害状況等を勘案し、必要最小限とする。ただし外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合にはこの限りではない。また、捕獲対象以外の鳥獣の繁殖期間、狩猟期間中及びその前後の期間並びに鳥獣保護区（特に集団渡来地、集団繁殖地及び希少鳥獣生息地）又は休猟区における捕獲等は、特に慎重に対応するものとする。

鳥類の卵の採取は、原則として次の事項に該当する場合に認める。

- ・ 現に被害等を発生させている鳥類を捕獲することが困難な場合や、鳥類の捕獲等だけでは捕獲の目的が達成できない場合。
- ・ 建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある場合で、併せて卵を採取する場合。

| 許可権者   | 鳥獣名  | 許 可 基 準    |   |                 |  |                |                                    |   | 被害農林水産物等                             | 備考  |
|--|--|------------|---|-----------------|--|----------------|------------------------------------|---|--------------------------------------|---|
|  |  | 方法         | 区域  | 時期              | 日数                                     | 1人当たり最多捕獲羽(頭)数 | 許可対象者                              | 留意事項  |                                      |   |
| 市町村長<br>ただし、捕獲区域が複数市町村にまたがる場合、飛行場の区域内で航空機の安全航行のため捕獲を行う場合及び鳥類の卵を採取等する場合は知事) | スズメ  | 銃器         | 被害発生地区及びその周辺<br><br>なお、佐渡島内におけるノウサギの捕獲許可にあたっては、生息数の減少傾向を考慮し、特に慎重に取り扱うものとする。 | 7～9月            | 2か月以内<br><br>ただし、銃器以外の方法で捕獲する場合は、3か月以内 | 100羽           | 被害を受けた個人、被害を受けた者から捕獲等の依頼を受けた者又は法人等 | 効率的な捕獲等について留意する。また、ツキノワグマ及びニホンザルについては、別表 ツキノワグマ及びニホンザルの有害鳥獣捕獲に関する留意点」に留意する。 | イネ                                   | 飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣の捕獲など、特別な理由が認められる場合は、捕獲許可期間等はこの限りではない。<br><br>鳥類の卵を採取する場合は許可権者は知事。 |
|  | カラス  | 銃器<br>はこわな |   | 4～10月           |  | 20羽            |                                    |   | イネ、ダイズ、スイカ、メロン、モモ、トマト、ブドウ、カキ、トウモロコシ等 |   |
|  | カルガモ   | 銃器         |   | 4～5月、<br>8～10月  |  | 10羽            |                                    |   | イネ                                   |   |
|  | キジバト   | 銃器         |   | 4～10月           |  | 10羽            |                                    |   | イネ、トウモロコシ、ダイズ、アズキ等                   |   |
|  | ムクドリ   | 銃器         |   | 5～9月            |  | 300羽           |                                    |   | モモ、カキ、ブドウ、ナシ、サクランボ等                  |   |
|  | カワウ  | 銃器、<br>わな等 |   | 1～12月           |  | 必要最小限の羽数       |                                    |   | アユ、ヤマメ、ニシキゴイ等                        |   |
|  | カワラバト(ドバト)   | 銃器<br>はこわな |   | 4～3月            |  | 30羽<br>100羽    |                                    |   | イネ、ダイズ、アズキ、トウモロコシ等                   |   |
|  | ゴイサギ   | 銃器         |   | 4～11月           |  | 20羽            |                                    |   | コイ、キンギョ等                             |   |
|  | ノウサギ   | 銃器         |   | 2～3月            |  | 20頭            |                                    |   | スギ、キリ、野菜類等                           |   |
|  | ニホンザル  | 銃器<br>はこわな |   | 4～11月、<br>2月～3月 |  | 必要最小限の頭数       |                                    |   | シイタケ、イネ、ダイズ等                         |   |
|  | タヌキ  | 銃器<br>わな   |   | 6～10月           |  | 必要最小限の頭数       |                                    |   | スイカ、メロン、野菜類等                         |   |
|  | イノシシ   | 銃器、<br>わな等 |   | 1～12月           |  | 必要最小限の頭数       |                                    |   | イネ、ダイズ、野菜類等                          |   |
|  | 上述及びツキノワグマ以外の鳥獣 ただし以下の鳥獣及び希少鳥獣を除く。ミゾゴイ、ハクガン、サカツラガン、ヒクイナ、アカモズ、ウミウ、チュウサギ、マガン、ヨシガモ、シノリガモ、ホオジロガモ、ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオジシギ、コノハズク、オオコノハズク、アオバズク、ヨタカ、ヤマセミ、コサメビタキ、サンコウチョウ、キバシリ、ノジコ、サドカケス、シロウマトガリネズミ、サドトガリネズミ、ニホンカワネズミ、シナノミズラモグラ、ヤマネ、ホンドオコジョ、ゴマフアザラシ、ワモンアザラシ、クラカケアザラシ及びアゴヒゲアザラシ。) | 銃器、<br>わな等 |   | 被害発生時期          |  | 必要最小限の頭羽数      |                                    |   | 農林作物等                                |   |
|  | ツキノワグマ   | 銃器<br>はこわな |   |                 |  | 3～11月          |                                    |   | 23日以内                                |   |

| 許可権者 | 鳥獣名   | 許可基準   |              |        |                                    |                |                                    |   | 被害農林水産物等 | 備考 |
|------|---|--------|--------------|--------|------------------------------------|----------------|------------------------------------|---|----------|----|
|      |   | 方法     | 区域           | 時期     | 日数                                 | 1人当たり最多捕獲羽(頭)数 | 許可対象者                              | 留意事項  |          |    |
| 知事   | ミゾゴイ、ハクガン、サカツラガン、ヒクイナ、アカモズ、ウミウ、チュウサギ、マガン、ヨシガモ、シノリガモ、ホオジロガモ、ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオジシギ、コノハズク、オオコノハズク、アオバズク、ヨタカ、ヤマセミ、コサメビタキ、サンコウチョウ、キバシリ、ノジコ、サドカケス、シロウマトガリネズミ、サドトガリネズミ、ニホンカワネズミ、シナノミズラモグラ、ヤマネ、ホンドオコジョ、ゴマフアザラシ、ワモンアザラシ、クラカケアザラシ及びアゴヒゲアザラシ(稀少鳥獣は環境大臣) | 銃器、わな等 | 被害発生地区及びその周辺 | 被害発生時期 | 2か月以内<br>ただし、銃器以外の方法で捕獲する場合は、3か月以内 | 必要最小限の頭羽数      | 被害を受けた個人、被害を受けた者から捕獲等の依頼を受けた者又は法人等 | 全国的に見ても被害等が生じることはまれであり、許可実績もごく僅少であることから、特に慎重に取り扱うものとする。 | 農林作物等    |    |



別表) ツキノワグマ及びニホンザルの有害鳥獣捕獲に係る留意点

| 項目         | ツキノワグマ   | ニホンザル  |            |                  |            |            |         |         |  |
|------------|--|--|------------|------------------|------------|------------|---------|---------|--|
| 事業主体       | 予察捕獲(残雪期の捕獲) 市町村<br>農作物被害捕獲 市町村、農業協同組合又は森林組合<br>人に対する危害防止 市町村  | 市町村、農業協同組合又は森林組合   |            |                  |            |            |         |         |  |
| 捕獲期間       | 予察捕獲 捕獲区域ごとに3月下旬から5月下旬までの連続した23日以内(1回に限る)<br>農作物被害捕獲 被害発生地区ごとに連続した23日以内<br>人に対する危害防止 その地区ごとに3日以内   | 銃器使用 被害発生地区ごとに連続した2か月以内<br>わな使用 被害発生地区ごとに連続した3か月以内   |            |                  |            |            |         |         |  |
| 捕獲の方法      | 適正な捕獲を図るため、次の方法により実施するものとする。<br><br>・予察捕獲、農作物被害捕獲及び人に対する被害防止 …… 銃器、はこわな  | 適正な捕獲を図るため、次の方法により実施するものとする。<br>・農作物への被害が突発的に発生する場合及びはこわな等の使用が困難な場合 } …… 銃器<br>・農作物への被害が恒常的に発生する地域及び人家付近等で銃器が使用できない場合 } …… はこわな  |            |                  |            |            |         |         |  |
| 関係機関への通知   | 人に対する危害防止のため捕獲許可申請を行う場合は、速やかに所轄警察署長に通知し、不測の事態に対する「緊急避難」等の体制整備を依頼するものとする。   |  |            |                  |            |            |         |         |  |
| その他の留意点    | <p>広報活動等</p> <p>人に対する危害を未然に防止するため、県及び市町村は、ツキノワグマに関する情報の収集に努めるとともに、次のとおり広報活動を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>市町村は、登山、ハイキング、山菜取りなどのための入山者とツキノワグマの接触を防止するため、立看板などによる広報を行う。</li> <li>市町村長は、人家近くにツキノワグマ出没の情報があつた場合、速やかに地区住民に周知し、緊急避難又は捕獲等の体制を整える。</li> <li>市町村長は、農林水産物等に被害が発生した場合、速やかに地区住民に周知するとともに、関係する農業協同組合長又は森林組合長と連携し対策を講ずる。</li> <li>ツキノワグマによる人身事故は、突然の遭遇や、子連れの母グマによるものがほとんどであることから、県及び市町村は、接触防止に効果があるとされている次の方法を、関係者に周知させるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>入山する場合は、できるだけ複数名で入山すること。</li> <li>やむを得ず1人で入山する場合は、鈴、携帯ラジオなどの音の出るもので人の存在をツキノワグマに早く知らせること。</li> <li>山道及び登山道の曲がり角、稜線への上がり口などは大声を出すなどツキノワグマと突然遭遇しないよう注意すること。</li> <li>ツキノワグマは溪流近くで生活することが多いため、沢や溪流に入るときは、十分に注意すること。</li> <li>子グマがいた場合は、近くに母グマがいるので、直ちに静かに立ち去ること。</li> <li>できれば犬を連れて歩くこと。</li> </ol> </li> </ol> <p>捕獲許可頭数について<br/>捕獲頭数については新潟県ツキノワグマ保護管理計画による。</p> | <p>情報の収集</p> <p>県及び市町村長は、ニホンザルの出没状況等の資料を集め、適正な捕獲ができるよう努める。</p> <p>被害防除方法の確立</p> <p>市町村長等は、捕獲による被害防除のみならず、電気柵の使用等被害防除方法の確立に努めるものとする。</p> <p>捕獲許可頭数</p> <p>年間の総捕獲頭数が最大でも加害獣の数量の15%を超えない範囲で許可すること。通常の場合は、実際の5%程度の捕獲にとどめること。</p> <p>15%の根拠</p> <table border="0"> <tr> <td>メス比率=1/2以上</td> <td rowspan="4">} 出産可能メス比率 15/20</td> </tr> <tr> <td>生存可能年齢=20才</td> </tr> <tr> <td>多産年齢=5~20才</td> </tr> <tr> <td>出産率=60%</td> </tr> <tr> <td>生存率=70%</td> <td></td> </tr> </table> <p>以上の数値から最大増加率を推定</p> $\text{最大増加率} = 1/2 \times 15/20 \times 60\% \times 70\% = 15.75\%$ | メス比率=1/2以上 | } 出産可能メス比率 15/20 | 生存可能年齢=20才 | 多産年齢=5~20才 | 出産率=60% | 生存率=70% |  |
| メス比率=1/2以上 | } 出産可能メス比率 15/20   |  |            |                  |            |            |         |         |  |
| 生存可能年齢=20才 |  |  |            |                  |            |            |         |         |  |
| 多産年齢=5~20才 |  |  |            |                  |            |            |         |         |  |
| 出産率=60%    |  |  |            |                  |            |            |         |         |  |
| 生存率=70%    |  |  |            |                  |            |            |         |         |  |

別記様式1

第 号

交付年月日 年 月 日

鳥 獣 捕 獲 事 業 指 示 書

法人名  
法人の代表者氏名 印

---

|       |  |          |
|-------|--|----------|
| 従事者氏名 |  | に対する指示内容 |
|-------|--|----------|

|               |  |
|---------------|--|
| 捕獲期間          |  |
| 捕獲方法          |  |
| 捕獲区域          |  |
| 捕獲鳥獣名及びその割当員数 |  |
| 捕獲鳥獣の処理方法     |  |

鳥 獣 捕 獲 報 告 欄

| 鳥 獣 名 | 捕 獲 数 | 捕 獲 区 域 | 処置の概要 |
|-------|-------|---------|-------|
|       |       |         |       |
|       |       |         |       |
|       |       |         |       |
|       |       |         |       |

---

注 意 事 項

- 鳥獣捕獲に従事する際には、本指示書を必ず携帯すること。
- 従事者は、法人に対し適宜鳥獣の捕獲状況について報告し、その指示を受けること。
- 指示された捕獲期間満了後は速やかに、交付を受けた法人に、必要事項を記載の上返納すること。

備 考

指示内容を変更した場合には、指示内容を変更した期日を明らかにして変更された指示内容を記載するか、新たに鳥獣捕獲事業指示書を交付し、従来の指示書は回収すること。

別記様式2

鳥 獣 捕 獲 従 事 者 台 帳 の 様 式

|  | 記 載 項 目       | 内 容 | 備 考 |
|--|---------------|-----|-----|
| 従事者に関する事項  | 従事者証の番号       |     |     |
|  | 従事者証の有効期限     |     |     |
|  | 住所            |     |     |
|  | 職業・氏名         |     |     |
|  | 生年月日          |     |     |
| 指示事項   | 捕獲期間          |     |     |
|  | 捕獲方法          |     |     |
|  | 捕獲区域          |     |     |
|  | 捕獲鳥獣名及びその割当員数 |     |     |
|  | 捕獲鳥獣の処理方法     |     |     |
| 捕獲の記録  | 捕獲鳥獣名及びその員数   |     |     |
|  | 捕獲鳥獣の処理方法     |     |     |
| 備 考  |               |     |     |
| 1 従事者一人についての記載事項は一葉にまとめて記載すること。                        |               |     |     |
| 2 記載内容が変更された場合には、その変更があった期日を明らかにしその変更された内容を備考欄に記載すること。 |               |     |     |

## 5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

### ①方針

鳥獣による農林水産業被害が激甚な地域については、有害鳥獣捕獲の実施の適正化・迅速化を図るため、関係市町村、農林漁業者及び地域住民等関係者に対する有害鳥獣捕獲制度の周知を徹底するとともに、対象鳥獣の安全で効果的な捕獲が実施できるよう市町村長等による捕獲隊の編成等の指導に努める。

特に、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「特措法」という。）に基づく市町村被害防止計画との連携を図り、適切かつ効果的な実施が図られるよう指導する。

また、狩猟人口の減少、高齢化等に対応した新たな捕獲体制を早急に確立する必要があることから、県猟友会と連携し、新規狩猟免許取得希望者を対象とした講習会の実施など狩猟免許取得者の増加につながる取組を進めるとともに、市町村又は農林水産業団体の職員等を新たな担い手として育成する取組を推進するよう努めるものとする。

### ②捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

| 対象鳥獣名             | 対象地域             |
|-------------------|------------------|
| 特に著しい被害を発生させている鳥獣 | 特に著しい被害の発生している地域 |

### ③指導事項の概要

- 1) 有害鳥獣捕獲を実施する市町村、農林水産業団体等に対し被害状況調査及び年間駆除実施計画樹立のための助言又は指導を行う。
- 2) 捕獲隊は市町村、地域機関、猟友会支部、土地所有者等関係者が協議し編成するものとする。
- 3) 捕獲隊は当該市町村に住所を有する狩猟経験者の中から、各猟友会支部長が推薦する者5～10名を1隊として編成する。
- 4) 市町村長等は捕獲隊員に指示書を交付し、捕獲事業の内容を十分了知させ、危険のないよう実施するものとする。
- 5) ツキノワグマ等特に危険を伴う獣類の捕獲に当たっては、市町村長が捕獲隊員に対し責任を持って指導するものとする。

5 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合

個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等の許可は、以下の許可基準によるほか、特定計画の目的が適正に達成されるよう行うものとする。  
 なお、実施に当たっての留意事項は4(4)-①イに準ずるものとする。

| 捕獲等の目的       | 許可権者 | 許可基準   |                                  |  |                        |         |      | 備考 |
|--------------|------|--|----------------------------------|--|------------------------|---------|------|----|
|              |      | 許可対象者  | 鳥獣の種類及び員数                        | 捕獲等期間  | 捕獲等区域                  | 捕獲等方法   | 留意事項 |    |
| 特定計画に基づく数の調整 | 知事   | 原則として、特定計画の対象区域内において特定鳥獣保護管理実行計画（以下、本表において「実行計画」という。）を策定した市町村長。なお、捕獲等に従事する者については、4(4)-②アに準ずるものとする。 | 捕獲数は各保護管理計画の目標達成のために必要な適切な頭数とする。 | 実行計画の達成を図るために必要かつ適切な期間。<br>注1)<br>捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮する。<br>注2)<br>狩猟期間中及びその前後における許可については、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう当該期間における捕獲の必要性を十分に考慮する。 | 実行計画の達成を図るために必要かつ適切な区域 | 銃器、はこわな |      |    |

※ 特措法第4条に規定する許可権限移譲事項を記載した被害防止計画を作成した市町村の区域内において、同条第2項第4号に規定する対象鳥獣の捕獲等をしようとする場合にあっては、許可権者を「特措法第4条に規定する許可権限委譲事項を記載した被害防止計画を作成した市町村長」とする。

## 6 その他特別の事由の場合

その他特別の事由の場合における鳥獣の捕獲は、それぞれの目的に応じて必要最小限の捕獲となるよう許可するものとする。

### ア 捕獲に当たっての留意点

捕獲実施者は、捕獲の実施に当たって事故の発生防止のため次の事項に留意する。

(ア) 捕獲実施について、関係地域住民等への周知

(イ) 使用する捕獲用具（銃器を除く。）ごとに、住所、氏名又は名称、電話番号、許可権者名、許可年月日及び許可番号、捕獲目的、許可有効期間、並びに捕獲等しようとする鳥獣又は採取しようとする鳥類の卵の種類を記載した標識の装着等を行うものとする。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできる。）。

(ウ) その他事故防止に必要な対策の実施

### イ 捕獲物の処理等

捕獲物の処理方法については、申請の際に明らかにするよう許可権者が申請者に対し指導し、錯誤捕獲された個体については原則として所有及び活用はできないこと、狩猟鳥獣以外にあつては、捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には、飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は、法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対し十分周知を図る。

ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣等の放鳥獣は適切でないことから、生態系等に被害を及ぼしている外来鳥獣等が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うこととする。

捕獲物については、山野に放置することなく、捕獲の目的に照らし適正に処理させるとともに、捕獲地点や日時など捕獲情報を収集し、適正な鳥獣の保護管理のための資料とする。また、特にクマ類については、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止するため、剥製、敷物、トロフィーとして製品化する場合は、目印標（製品タグ）を装着するものとする。

### ウ 捕獲情報の収集

許可を受けた者に対し、鳥獣捕獲許可証を返納させる際に、捕獲結果についての報告を行わせるものとする。

| 捕獲等の目的                   | 許可権者 | 許可基準  |                       |       |  |   |      | 備考 |
|--------------------------|------|---|-----------------------|-------|--|---|------|----|
|                          |      | 許可対象者   | 鳥獣の種類及び員数             | 捕獲等期間 | 捕獲等区域  | 捕獲等方法   | 留意事項 |    |
| 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行          | 知事   | 国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先の機関の職員を含む。)  | 必要と認められる種類及び員数        | 1年以内  | 申請者の職務上必要な区域   | 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟具、猟法は認めない。ただし、他の方法がなくやむを得ない理由がある場合はこの限りでない。 |      |    |
| 傷病により保護を要する鳥獣の保護         | 知事   | 国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先の機関の職員を含む。)、鳥獣保護員、その他特に必要と認められる者   | 必要と認められる種類及び員数        | 1年以内  | 必要と認められる区域   | 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟具、猟法は認めない。ただし、他の方法がなくやむを得ない理由がある場合はこの限りでない。 |      |    |
| 博物館、動物園その他これに類する施設における展示 | 知事   | 博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者  | 必要最小限                 | 6か月以内 | 原則として、施行規則第7条第1項第7号イからチに掲げる区域は除く。ただし、特に必要と認められる場合はこの限りでない。 | 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟具、猟法は認めない。ただし、他の方法がなくやむを得ない理由がある場合はこの限りでない。 |      |    |
| 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止      | 知事   | 鳥類の養殖を行っている者(原則として新潟県内に住所を有する者)又はこれらの者から依頼を受けた者。  | 人工養殖が可能と認められる種類で必要最小限 | 6か月以内 | 原則として、施行規則第7条第1項第7号イからチに掲げる区域は除く。ただし、特に必要と認められる場合はこの限りでない。 | 網、わな、手捕   |      |    |
| 鵜飼漁業への利用                 | 知事   | 鵜飼漁業者   | 必要と認められる種類及び員数        | 6か月以内 | 原則として、施行規則第7条第1項第7号イからチに掲げる区域は除く。ただし、特に必要と認められる場合はこの限りでない。 | 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟具、猟法は認めない。ただし、他の方法がなくやむを得ない理由がある場合はこの限りでない。 |      |    |
| 伝統的な祭礼行事等に用いる目的          | 知事   | 祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為(いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。)の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者(登録狩猟等他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合は除く) | 必要最小限                 | 30日以内 | 原則として、施行規則第7条第1項第7号イからチに掲げる区域は除く。ただし、特に必要と認められる場合はこの限りでない。 | 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟具、猟法は認めない。ただし、他の方法がなくやむを得ない理由がある場合はこの限りでない。 |      |    |
| その他特別な事由                 | 知事   | 捕獲の目的に応じて個々のケースごとに判断する。なお、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲は、学術調査に準ずる。                                    |                       |       |  |   |      |    |

※ 希少鳥獣については許可権者は環境大臣。

## 7 鳥類の飼養登録

### (1) 方針

以下の点に留意しつつ個体管理のための脚環の装着等適正な管理が行われるよう市町村に対し指導・助言する。

ア 飼養登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（脚環）を照合し確認した上で行うこと。

イ 平成元年度の装着許可証（脚環装着）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により、高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。

ウ 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真、足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行うこと。

エ 愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が多数の飼養をする等、不正な飼養が行われないようにすること。

また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないようにすること。

### (2) 飼養の適正化

野鳥愛護者が、法に基づいて適正に飼養することができるよう販売店へ巡回指導を行う。

飼養登録申請に際し、鳥類の違法な飼養を防ぐために、個体管理のための脚環の装着等について飼養者等を指導するよう市町村に助言する。  
指導・助言方法)

・県・市町村広報、インターネット等を通じて飼養適正化について住民に周知する。

・鳥獣保護員等が、鳥獣商、スーパー及び愛玩飼養者等を巡回し、飼養個体の確認等を行い、適正化を図る。

## 8 販売禁止鳥獣等の販売許可

### (1) 方針

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

①販売の目的が法施行規則第23条に規定する目的に適合すること。

②捕獲したヤマドリ等の食用品としての販売等、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し、個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれがないこと。

### (2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。

第5 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

既設の特定猟具使用禁止区域のうち今期間中に期間満了するものは、区域の見直しを行い再指定することとし、銃猟による事故を未然に防止する。

また、特定猟具の使用に伴う危険の予防等のため、以下の区域について、地域の要望等も考慮の上、指定の要否を検討し、危険が発生すると予測される場合、速やかに特定猟具使用禁止区域に指定するよう努める。

ア 銃猟に伴う危険を予防するための区域

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所、衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所及び静穏を保持するための地区（社寺境内及び墓地）、その他銃猟による事故発生のおそれのある地区

イ わな猟に伴う危険を予防するための区域

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所並びに静穏を保持するための地区（社寺境内及び墓地）、その他わな猟による事故発生のおそれの高い地区

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

|                        | 既設特定猟具<br>使用禁止区域<br>(A) | 本計画期間に新規に指定する特定猟具使用禁止区域 |         |       |         |       |         | 本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域 |     |     |     |     |      |   |
|------------------------|-------------------------|-------------------------|---------|-------|---------|-------|---------|------------------------|-----|-----|-----|-----|------|---|
|                        |                         | H24                     | H25     | H26   | H27     | H28   | 計(B)    | H24                    | H25 | H26 | H27 | H28 | 計(C) |   |
| 銃猟に伴う危険を<br>予防するための地区  | 箇所                      | 43                      | 9       | 3     | 8       | 5     | 7       | 32                     |     |     |     |     |      | 0 |
|                        | 面積(ha)                  | 11,977.0                | 2,886.3 | 574.0 | 4,273.5 | 631.0 | 1,405.0 | 9,769.8                |     |     |     |     |      | 0 |
| わな猟に伴う危険を<br>予防するための地区 | 箇所                      | 0                       |         |       |         |       |         | 0                      |     |     |     |     |      | 0 |
|                        | 面積(ha)                  | 0                       |         |       |         |       |         | 0                      |     |     |     |     |      | 0 |

| 本計画期間に区域減少する特定猟具使用禁止区域 |     |     |     |     |      | 本計画期間に廃止または期間満了により<br>消滅する特定猟具使用禁止区域 |       |        |       |        |        | 計画期間<br>中の増減<br>△ * | 計画終了時<br>の特定猟具<br>禁止区域** |
|------------------------|-----|-----|-----|-----|------|--------------------------------------|-------|--------|-------|--------|--------|---------------------|--------------------------|
| H24                    | H25 | H26 | H27 | H28 | 計(D) | H24                                  | H25   | H26    | H27   | H28    | 計(E)   |                     |                          |
|                        |     |     |     |     | 0    | 6                                    | 3     | 8      | 5     | 7      | 29     | 3                   | 46                       |
|                        |     |     |     |     | 0    | 2754.5                               | 574.0 | 4273.5 | 631.0 | 1405.0 | 9638.0 | 131.8               | 12,108.8                 |
|                        |     |     |     |     | 0    |                                      |       |        |       |        | 0      | 0                   | 0                        |
|                        |     |     |     |     | 0    |                                      |       |        |       |        | 0      | 0                   | 0                        |

\* 箇所数については、B - E  
面積については、B + C - D - E  
\*\* 箇所数については、A + B - E  
面積については、A + B + C - D - E



③ 特定猟具使用禁止区域指定内訳

ア 銃猟に伴う危険を予防するための区域

| 年度 | 特定猟具禁止区域指定所在地 | 特定猟具禁止区域名称 特定猟具名)   | 指定面積 (ka) | 指定期間 (年) | 備 考              |
|----|---------------|---------------------|-----------|----------|------------------|
| 24 | 新潟市地内         | 新潟空港 銃器)            | 430       | 10       | 再指定              |
|    | 加茂市地内         | 下条川 銃器)             | 38.4      | 10       | 再指定              |
|    | 燕市・長岡市地内      | 信濃川・大河津分水路分派点 銃器)   | 165       | 10       | 再指定              |
|    | 南魚沼市地内        | 伊田川 銃器)             | 1.6       | 10       | 新規               |
|    | 南魚沼市地内        | 浦佐 銃器)              | 10.2      | 10       | 新規               |
|    | 上越市地内         | 谷内池 銃器)             | 31.1      | 10       | 再指定              |
|    | 妙高市地内         | 妙高 銃器)              | 140       | 10       | 再指定              |
|    | 上越市地内         | 関山演習場 銃器)           | 1,950     | 10       | 再指定 H26に50ha拡張予定 |
|    | 柏崎市地内         | 北鯖石小学校 銃器)          | 120       | 10       | 新規               |
| 計  |               | 9箇所                 | 2,886.3   |          |                  |
| 25 | 新潟市地内         | 新津川 能代川 銃器)         | 413       | 10       | 再指定              |
|    | 南魚沼市地内        | 魚野川 銃器)             | 53        | 10       | 再指定              |
|    | 柏崎市地内         | 松波 銃器)              | 108       | 10       | 再指定              |
| 計  |               | 3箇所                 | 574       |          |                  |
| 26 | 新潟市地内         | 信濃川 銃器)             | 596       | 10       | 再指定              |
|    | 新潟市・聖籠町地内     | 松浜・新潟東港 銃器)         | 3,197     | 10       | 再指定              |
|    | 胎内市地内         | 築地原 銃器)             | 220       | 10       | 再指定              |
|    | 三条市地内         | 三条市中浦ヒメサユ'森林公園 銃器)  | 140       | 10       | 再指定              |
|    | 長岡市地内         | 藤橋遺跡 銃器)            | 33        | 10       | 再指定              |
|    | 見附市地内         | 細越 銃器)              | 43        | 10       | 再指定              |
|    | 上越市地内         | 三和 銃器)              | 41.7      | 10       | 再指定              |
|    | 刈羽村地内         | 刈羽新池 銃器)            | 2.8       | 10       | 再指定              |
|    | 計             |                     | 8箇所       | 4,273.5  |                  |
| 27 | 新潟市地内         | 阿賀野川下流 銃器)          | 422       | 10       | 再指定              |
|    | 三条市地内         | 農業総合研究所畜産研究センター 銃器) | 61        | 10       | 再指定              |
|    | 南魚沼市地内        | 塩沢 銃器)              | 81        | 10       | 再指定              |
|    | 上越市地内         | 茶屋ヶ原・吉浦 銃器)         | 47        | 10       | 再指定              |
|    | 十日町市地内        | 浅河原 銃器)             | 20        | 10       | 再指定              |
| 計  |               | 5箇所                 | 631       |          |                  |
| 28 | 新潟市地内         | 東大通川 銃器)            | 34        | 10       | 再指定              |
|    | 新潟市地内         | 通船川内水面貯木場 銃器)       | 246       | 10       | 再指定              |
|    | 新潟市地内         | 鳥屋野潟 銃器)            | 547       | 10       | 再指定              |
|    | 村上市地内         | 百川・九日市 銃器)          | 55        | 4        | 再指定              |
|    | 上越市地内         | 長峰池 銃器)             | 133       | 10       | 再指定              |
|    | 上越市地内         | 保倉川 銃器)             | 193       | 10       | 再指定              |
|    | 上越市地内         | 西福島 銃器)             | 197       | 10       | 再指定              |
| 計  |               | 7箇所                 | 1,405     |          |                  |
| 合計 |               | 32箇所                | 9,769.8   |          |                  |

イ わな猟に伴う危険を予防するための区域  
指定の予定なし

2 特定猟具使用制限区域の指定

休猟区解除直後等において、狩猟者が集中的に入猟し、銃猟及びわな猟に伴う事故が多発すると思われる区域がある場合は、地元市町村、狩猟者団体、警察署等と協議の上、必要に応じて特定猟具使用制限区域を指定するよう努める。

3 猟区設定のための指導

当県は猟野が広く、区域を定めて入猟者数、入猟日及び狩猟鳥獣の制限を行わなければならない現状ではないが、長期的な視野に立って、猟区の管理経営に必要な技術と能力を有する者の育成に努める。

#### 4 指定猟法禁止区域

##### (1) 方針

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地から鳥獣の保護のために必要な区域であって、環境大臣の指定する区域以外の区域について指定するものとする。特に鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒の状況など現状を把握・分析し、関係機関、土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

また、鉛製銃弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的、客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関、土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

##### (2) 指定計画

| 名称          | 面積 (ha) | 存続期間            | 指定猟法禁止区域への移行 | 備考 |
|-------------|---------|-----------------|--------------|----|
| 阿賀野川鉛散弾規制地域 | 360.2   | 平成12年11月15日～無期限 | 平成20年11月     |    |

## 第6 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

### 1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針

個体数の著しい増加又は分布域の拡大により顕著な農林水産業被害等、人と野生鳥獣との軋轢が深刻化している地域個体群について、科学的知見を踏まえながら専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な保護管理の目標を設定し、これに基づき、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策等の手段を多様な事業主体の協力を得て総合的に講じることにより科学的・計画的な保護管理を広域的・継続的に推進し、もって地域個体群の長期にわたる安定的な保護繁殖を図ることにより、人と野生鳥獣との共存に資するため、特定鳥獣保護管理計画を策定する。

| 計画策定年度     | 計画策定の目的                                       | 対象鳥獣の種類 | 計画の期間             | 対象区域 | 備 考 |
|------------|---|---------|-------------------|------|-----|
| 平成24年度(予定) | 農作物被害及び人的被害の軽減を図るとともに個体数の管理を行い、人と野生鳥獣の共存を図るため | ニホンザル   | 平成25年度～<br>平成28年度 | 県内全域 |     |
| 平成25年度(予定) | 農作物被害及び人的被害の軽減を図るとともに個体数の管理を行い、人と野生鳥獣の共存を図るため | イノシシ    | 平成26年度～<br>平成28年度 | 県内全域 |     |

※ 平成24年度に県内全域を対象としたニホンザル保護管理計画を策定することから、現行の下越地域ニホンザル保護管理計画の計画期間については、平成24年度末までとする。

## 第7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

### 1 基本方針

鳥獣保護、有害鳥獣捕獲及び狩猟行政推進の基礎資料を作成するため、優れた自然環境を有する地域及び鳥獣保護区での鳥獣生息状況、希少鳥類、農林水産業に被害を及ぼす鳥獣等について、鳥獣愛護団体等調査団体の育成を図りつつ調査を行い、鳥獣の生息状況を明らかにする。

### 2 鳥獣保護対策調査

#### (1) 方針

鳥獣保護事業遂行に必要な資料を得るため、優れた自然環境に生息する鳥獣、希少鳥類、鳥獣保護区等について、生息状況調査を行う。狩猟や有害鳥獣捕獲による捕獲情報を5kmメッシュ又は1kmメッシュを単位として収集し、生息分布情報の標準化を図る。

#### (2) 鳥獣生息分布調査

調査の概要：本県を代表する、優れた自然環境（ブナ林等）を有する地域について、鳥獣の生息状況を調査する。

| 対象鳥獣               | 調査年月日  | 調査方法・内容  | 調査地域                                 | 調査時期      |
|--------------------|--------|--|--------------------------------------|-----------|
| 鳥獣生息分布調査<br>(鳥類全般) | 平成24年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>調査の種類：鳥獣生息分布調査（分布、生息環境調査）</li> <li>調査方法：現地調査<br/>ロード・サイト・センサ<br/>（約3～8km）</li> <li>必要に応じ、既存資料、文献調査等を加える。</li> </ul> | 笠掘（三条市）、尾瀬（魚沼市）、佐武流山（湯沢町）            | 繁殖期（5～7月） |
|                    | 平成25年度 |  | 粟島（粟島浦村）、火打（妙高市）、三面（村上市）             |           |
|                    | 平成26年度 |  | 西山（阿賀町）、権現堂（魚沼市）、竜ヶ窪（津南町）            |           |
|                    | 平成27年度 |  | 宝珠山（阿賀野市、阿賀町）、吉津（阿賀町）、秋葉（新潟市）        |           |
|                    | 平成28年度 |  | 浅草岳（魚沼市）、越後三山（魚沼市、南魚沼市）、守門岳（三条市、魚沼市） |           |

#### (3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

調査の概要：環境省が都道府県に依頼して行う全国一斉調査に合わせ、1月中旬、県下一斉に渡来・越冬状況を調査する。

| 対象地域名  | 調査年度      | 調査方法・内容   | 備考 |
|--|-----------|---|----|
| 1 北新保大池、2 加治川、3 五十公野公園・升潟、4 新潟東港、5 弁天潟、6 瓢湖、7 阿賀野川（小杉～六郷）、8 阿賀野川（都田田橋合流点）、9 福島潟、10 鳥屋野潟・清五郎池、11 佐潟・上佐潟・御手洗潟、12 信濃川（専板橋～分水堰）、13 五十嵐川（鶴亀橋下流）、14 信濃川（蔵王橋～釜ヶ島）、15 大池・長峰の池、16 山本山調整池、17 浅河原調整池、18 朝日池・鶴の池、19 大池・小池、20 上吉野池、21 加茂湖、22 国仲平野 | 平成24～28年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>調査の種類：分布調査</li> <li>調査方法：現地にて、原則として午前9時から1時間にわたり種類及び個体数を調査する。</li> </ul> |    |

④ 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

調査の概要：鳥獣保護区について、保護区の設定効果を確認するため、既設保護区で期間の更新、拡大が予定されている地域、新規設定が予定されている地域を対象に、生息状況調査を行い、生息鳥類の資料とする。

| 対象保護区等の名称              | 調査年度   | 調査方法・内容  | 備考 |
|------------------------|--------|--|----|
| 万太郎山（湯沢町）、新穂（佐渡市）      | 平成24年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査の種類：鳥獣生息分布調査（分布、生息環境調査）</li> <li>・調査方法：現地調査<br/>               ロードサイドセンサス、及び定点センサス（約3～8km）<br/>               必要に応じ、既存資料、文献調査等を加える。</li> </ul> |    |
| 松之山（十日町市）、伊達原（十日町市）    | 平成25年度 |  |    |
| 坂戸山（南魚沼市）、宮寄上（加茂市）     | 平成26年度 |  |    |
| 乙（胎内市）、八石山（柏崎市）        | 平成27年度 |  |    |
| 鉾ヶ岳（糸魚川市）、放山（上越市、糸魚川市） | 平成28年度 |  |    |

### 3 特定鳥獣保護管理基礎調査

#### (1) 方針

保護管理計画を策定した鳥獣について、その計画の実施状況の検討・評価を行うため、また、計画期間内に保護管理計画を策定することとしている鳥獣について計画策定の基礎資料とするため当該鳥獣の生息状況を調査する。

#### (2) 特定鳥獣生息状況調査

調査の概要： ツキノワグマは本州最大の大型哺乳類であるが、全国の一部の地域では減少傾向にあると言われ、保護を求める声も強くなっている。一方、森林の減少、樹実の豊凶等の生息環境の変化により、山里では農林業被害や人身事故が発生し、住民生活を脅かす事態も生じている。そのため、ツキノワグマの地域個体群の安定的維持、人身被害の防止及び農林業被害の低減を図ることを目的とし、平成23年度に新潟県ツキノワグマ保護管理計画を策定した。

今後は、同計画に基づく保護管理施策の実施状況について検討・評価を行うためのモニタリング調査を行う。

また、近年急激に農作物被害が増加しているイノシシについて、保護管理計画を策定することとしており、そのための基礎資料とするための生息状況調査等を行う。

| 対象鳥獣   | 調査年度      | 調査方法・内容   | 調査地域                               | 調査時期 |
|--------|-----------|---|------------------------------------|------|
| ツキノワグマ | 平成24～28年度 | 調査の種類：生息調査<br>調査内容：<br>① 調査内容<br>目撃したもの及び有害鳥獣捕獲及び狩猟により捕獲されたものを対象とする。<br>② 目撃状況報告収集<br>目撃者から情報を収集する。<br>③ 捕獲状況報告収集<br>捕獲者から次の情報を収集する。<br>・捕獲位置情報<br>・捕獲年月日<br>・捕獲個体の状況<br>・捕獲個体からの試料採取<br>・捕獲個体の処置方法 | 県内のツキノワグマ生息地域<br>(奥地、急峻地等調査困難地を除く) | 通年   |
| イノシシ   | 平成24年度    | 調査の種類：生息調査<br>調査内容：<br>① アンケート調査により分布状況、農林業被害の実態等を把握<br>② 狩猟、有害鳥獣捕獲等捕獲実績の分析による分布状況及び分布状況の経年変化等の把握<br>③ 隣接県の情報を収集、解析することにより広域的分布の変遷や進入経路について把握<br>④ 総合解析により、生息状況、分布状況について把握                          | 全県<br>(奥地、急峻地等調査困難地を除く)            | 通年   |

③ 放鳥効果測定調査

ア 調査の概要

下記のとおり調査を行い、キジ及びヤマドリ放鳥効果を測定する。

- ① 県が放鳥するキジ及びヤマドリに標識を付け、その回収の報告を受けることとする。
- ② 狩猟者から狩猟者登録証返納の際、捕獲場所についても報告を受けることとする。
- ③ 初猟日における出会数を各猟友会から数人抽出し、報告を受けることとする。

イ 調査計画

| 調査対象<br>鳥獣名 | 実施年度 | 放鳥獣数(A) | 標識 |        |        | 調査方法   | 備考            |  |  |
|-------------|------|---------|----|--------|--------|--|---------------|--|--|
|             |      |         | 種類 | 着装数(B) | (B/A)% |  |               |  |  |
| キジ          | H24  | 3,200   | 脚環 | 1,600  | 50%    | キジ放鳥計画に基づいて放鳥するキジ日齢100日の幼鳥に脚環を付けて、新設休猟区を中心に放鳥し、その後の回収により放鳥効果を測定する。 | 放鳥は生産者に委託し実施。 |  |  |
|             | H25  | 3,200   |    | 1,600  |        |  |               |  |  |
|             | H26  | 3,200   |    | 1,600  |        |  |               |  |  |
|             | H27  | 3,200   |    | 1,600  |        |  |               |  |  |
|             | H28  | 3,200   |    | 1,600  |        |  |               |  |  |
| ヤマドリ        | H24  | 280     | 脚環 | 140    | 50%    |  |               | ヤマドリ放鳥計画に基づいて放鳥するヤマドリ日齢100日の幼鳥に脚環を付けて、新設休猟区を中心に放鳥し、その後の回収により放鳥効果を測定する。 |  |
|             | H25  | 280     |    | 140    |        |  |               |  |  |
|             | H26  | 280     |    | 140    |        |  |               |  |  |
|             | H27  | 280     |    | 140    |        |  |               |  |  |
|             | H28  | 280     |    | 140    |        |  |               |  |  |

④ 狩猟実態調査

ア 調査の概要

狩猟者の1狩猟期間における出猟の日数、可猟地域への狩猟者の立入頻度等によって調査し、狩猟者の動態を把握する。

イ 調査計画

| 調査年度 | 調査地域 | 調査項目  | 調査方法  | 備考 |
|------|------|---|---|----|
| H28  | 県下全域 | 1 出猟日数・回数<br>2 狩猟地域(範囲)<br>3 狩猟鳥獣の種類別数量<br>4 狩猟鳥獣の利用状況<br>5 その他 | 新潟県に入猟する狩猟者の10パーセントを無作為に選び、アンケート方式により調査を行う。 |    |

#### 4 有害鳥獣対策調査

##### (1) 方針

社会及び経済活動の進展や居住空間の拡大に伴って、人間社会と野生鳥獣の活動域が隣接・重複する場合が多くなることにより、農林水産物などに被害を与えたり、生活環境を悪化させる場合が増えてきている。

そのため、人間と野生鳥獣との共生を基本としながらも、過度な被害を与える野生鳥獣については、有害鳥獣捕獲で対処することになるが、適正な捕獲方法及び適正個体数維持の観点から、対象となる鳥獣の生息実態を把握しておかなければならない。

第11次鳥獣保護事業計画期間では、近年、急速に生息数が増加し、アユやイワナなどの放流魚や養鯉池のコイ等に被害が発生しているカワウについて、効果的な被害対策を検討するための基礎資料として、生息状況調査を実施する。

また、農作物被害の増加が懸念されているニホンジカ等について、対応を検討するため、生息状況や被害実態の情報把握に努める。

##### (2) 調査の概要

| 対象鳥獣 | 調査年度                  | 調査方法・内容   | 調査地域   | 調査時期   |
|------|-----------------------|---|--------|--------|
| カワウ  | 平成24年度<br>～<br>平成28年度 | ・調査の種類：生息調査<br>・調査の方法：<br>○現地調査<br>県内の主要なねぐら（集団繁殖地）の分布、<br>営巣状況を調査し、個体数を把握する。 | 県内生息地域 | 4月～11月 |



## 第8 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項

### 1 鳥獣行政担当職員

#### (1) 方針

本庁は県民生活・環境部環境企画課鳥獣保護係に、地域機関では地域振興局健康福祉(環境)部に職員を配置し、鳥獣行政及びその指導と取締りにあた

る。  
また、本庁の直接管理下にある佐渡トキ保護センターにおいてトキの人工増殖事業及び野生復帰関連事業を、さらに愛鳥センター紫雲寺さえずりの里を拠点に鳥獣保護思想の啓蒙・普及及び傷病鳥獣救護事業を行う。

なお、これらの職員にあつては、鳥獣関係の専門知識向上に努めるとともに、関係部局及び市町村、関係団体等と連携し、鳥獣保護事業の効率的な推進を図ることとする。

#### (2) 設置計画

単位：人

| 区分<br>設置機関             | 現況 |    |    | 計画終了時 |    | 備考   |
|------------------------|----|----|----|-------|----|--|
|                        | 専任 | 兼任 | 計  | 専任    | 兼任 |  |
| 本庁： 県民生活・環境部環境企画課鳥獣保護係 | 4  |    | 4  | 4     |    | 本庁は県の企画調整と新潟市(政令指定都市)の行政及び指導を行う。<br>地域機関は自己の所管する地域内の行政を行う。 |
| 地域機関：村上地域振興局健康福祉部      |    | 2  | 2  |       | 2  |  |
| 新発田地域振興局健康福祉環境部        |    | 2  | 2  |       | 2  |  |
| 新潟地域振興局健康福祉部           |    | 2  | 2  |       | 2  |  |
| 三条地域振興局健康福祉環境部         |    | 2  | 2  |       | 2  |  |
| 長岡地域振興局健康福祉環境部         |    | 2  | 2  |       | 2  |  |
| 魚沼地域振興局健康福祉部           |    | 2  | 2  |       | 2  |  |
| 南魚沼地域振興局健康福祉環境部        |    | 2  | 2  |       | 2  |  |
| 十日町地域振興局健康福祉部          |    | 2  | 2  |       | 2  |  |
| 柏崎地域振興局健康福祉部           |    | 2  | 2  |       | 2  |  |
| 上越地域振興局健康福祉環境部         |    | 2  | 2  |       | 2  |  |
| 糸魚川地域振興局健康福祉部          |    | 2  | 2  |       | 2  |  |
| 佐渡地域振興局健康福祉環境部         |    | 2  | 2  |       | 2  |  |
| 愛鳥センター紫雲寺さえずりの里        | 6  |    | 6  | 6     |    |  |
| 佐渡トキ保護センター             | 12 |    | 12 | 12    |    | トキ保護センター職員のうち4人は嘱託員。                                       |

(3) 研修計画

| 名称                | 主催       | 時期      | 回数/年 | 規模   | 人数  | 内容・目的  | 備考 |
|-------------------|----------|---------|------|------|-----|--|----|
| 鳥獣行政担当者会議         | 新潟県      | 4月      | 1回   | 全県   | 32人 | 当年度の事業計画及び鳥獣保護行政に係る研修を行い、行政推進上の問題点について検討を行う。           |    |
| 北海道、東北7県鳥獣行政担当者会議 | 持ち回り道県   | 10月～11月 | 1    | ブロック | 30  | 北海道、東北7県における鳥獣保護行政上の問題点について、意見交換を含めた研修を行う。             |    |
| 野生生物保護研修          | 環境研修センター | 5月～6月   | 1    | 全国   | 1   | 鳥獣保護、狩猟及び有害鳥獣捕獲制度、鳥獣の生態、鳥獣の調査、野生鳥獣保護思想の啓蒙・普及について研修を行う。 |    |
| 野生生物保護行政担当者会議     | 環境省      | 1月～2月   | 1    | 全国   | 2   | 国の予算要求概要、鳥獣保護に係る国際及び国内の制度、鳥獣保護に係る諸問題について研修を行う。         |    |
| 全国環境保全主幹課長会議      | 環境省      | 6月～7月   | 1    | 全国   | 2   | 国の予算要求概要、環境保全政策に係る国際及び国内の制度、環境保全に係る諸問題について研修を行う。       |    |

## 2 鳥獣保護員

### (1) 方針

設置計画数は達成しているため、本計画中では「新潟県鳥獣保護員設置要領」に定める事務の円滑な実施、研修会の開催による資質の向上を図り、効率的な鳥獣保護事業を進めるものとする。

### (2) 設置計画

| 基準設置数<br>A | 平成23年度末 |            | 年度別計画 |      |      |      |      |        |            | 備考 |
|------------|---------|------------|-------|------|------|------|------|--------|------------|----|
|            | 人員<br>B | 充足率<br>B/A | 24年度  | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 計<br>C | 充足率<br>C/A |    |
| 人          | 人       | %          | 人     | 人    | 人    | 人    | 人    | 人      | %          |    |
| 82         | 82      | 100        | 0     | 0    | 0    | 0    | 0    | 82     | 100        |    |

### (3) 年間活動計画

鳥獣保護員は、狩猟取締り、鳥獣保護区等の管理、鳥獣の生息状況等の調査、普及啓発のほか、鳥獣による農林水産業被害の増加等の状況を踏まえ、有害鳥獣捕獲に係る指導・助言など、県及び市町村と連携し、鳥獣保護に係る様々な活動を行う。

| 活動内容         | 実施時期（月） |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   | 備考 |   |
|--------------|---------|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|----|---|
|              | 4       | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |    |   |
| 鳥獣保護区等の管理    | ←       |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   | →  |   |
| 狩猟取締りの実施     |         |   |   |   |   |   |    |    | ←  | → |   |   |    |   |
| 一般住民及び狩猟者の指導 | ←       |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    | → |
| 鳥獣保護思想の普及・啓発 | ←       |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    | → |
| 鳥獣に関する諸調査    | ←       |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    | → |

④ 研修計画

| 名 称        | 主催   | 時期  | 回数/年 | 規 模    | 人 数            | 内 容・目 的   | 備 考               |
|------------|------|-----|------|--------|----------------|---|-------------------|
| 鳥獣保護員研修会   | 新潟県  | 10月 | 1回   | 全 県    | 41人            | 取締りの方法、鳥獣保護区等の管理<br>鳥獣保護思想の普及・啓発、有害鳥獣捕獲の<br>適正化 | 事例研究を中心に<br>研修する。 |
| 鳥獣保護員業務打合せ | 地域機関 | 4月  | 1    | 地域機関管内 | 地域機関の<br>鳥獣保護員 | 年間業務計画打合せ・管内重点事項の検討                             |                   |

3 保護管理の担い手の育成

(1) 方 針

有害鳥獣捕獲の業務に携わる市町村職員を対象にした人材育成のための鳥獣保護管理研修会を開催する。

(2) 研修計画

| 名 称       | 主催 | 時期    | 回数/年 | 規模 | 人 数 | 内 容・目 的                                  | 備 考 |
|-----------|----|-------|------|----|-----|--|-----|
| 鳥獣保護管理研修会 | 県  | 1月～2月 | 1    | 全県 | 50  | 研修期間：1日<br>研修内容：野生鳥獣の保護管理手法につ<br>いて習得する。 |     |

(3) 狩猟者の減少防止対策

狩猟者の減少及び高齢化が進んでいるため、新潟県猟友会の協力を得て、実態把握及び対策の検討を行う。

#### 4 鳥獣保護センター等の設置

##### (1) 方針

近年、自然とのふれあいを求める県民気運の高まりを受けて、探鳥会や野外観察会が活発に行われている。こうした背景を踏まえ、自然や野生鳥獣についての知識を深め、鳥獣保護思想の普及・啓発を図るため、平成元年度に愛鳥センター紫雲寺さえずりの里を設置した。平成2年5月のオープン以降、同23年3月末までの利用者累計は534,374人となっている。利用内訳は、早朝探鳥会、野鳥集会、講演会、研修会への参加が主となっている。

また、傷病鳥獣救護施設を設置しており、平成22年度は、鳥類97種683羽及び獣類7種21頭を救護し、完治して放鳥獣されたものが鳥類208羽、獣類3頭となっている。

第11次鳥獣保護事業計画期間においては、さらに本センターの事業内容の充実を図り、県民の野生鳥獣保護思想の高揚を図ることとする。

##### (2) 鳥獣保護センター等の整備及び運営計画

| 区分                                   | 名称                  | 年度    | 施設の所在地            | 面積      | 施設の規模・構造の概要               | 施設の内容                                     | 管理体制                | 利用の方針   | 備考 |
|--------------------------------------|---------------------|-------|-------------------|---------|---------------------------|---|---------------------|---|----|
| 鳥<br>獣<br>保<br>護<br>セ<br>ン<br>タ<br>ー | 愛鳥センター<br>紫雲寺さえずりの里 | 平成2年度 | 新潟県新発田市<br>藤塚浜海老池 | 90,000㎡ | 管理棟<br>(鉄骨2階)<br>1棟990.5㎡ | 事務室、研究室<br>図書室、資料室、<br>展示室                | 直営<br><br>嘱託員<br>2名 | 一般公開<br><br>開館は9時～16時まで<br>(月曜日は閉館)<br><br>探鳥会、野鳥集会、鳥<br>獣保護研修会開催の年<br>計画を立て利用者の便<br>宜を図る。<br><br>傷病鳥獣救護舎は年間<br>を通じ収容可能にして<br>おく。 |    |
|                                      |                     |       |                   |         | 救護棟<br>(木造平屋)<br>1棟72.3㎡  | 作業・治療室、<br>準備室、飼育室、<br>飼料室                |                     |   |    |
|                                      |                     |       |                   |         | 飼育舎<br>(木造平屋)<br>4棟294.0㎡ | 大型鳥舎、<br>獣類・中型鳥舎、<br>水鳥・小型鳥舎、<br>フライングケージ |                     |   |    |
|                                      |                     |       |                   |         | 車倉庫<br>(鉄骨平屋)<br>1棟30.0㎡  |   |                     |   |    |
|                                      |                     |       |                   |         | 観察舎<br>(木造平屋)<br>1棟30.0㎡  |   |                     |   |    |
|                                      |                     |       |                   |         | 自然観察路<br>池                | 1,100m<br>1,000㎡                          |                     |   |    |

## 5 取締り

### (1) 方針

近年、野生鳥獣の保護意識が高まっており、保護活動が活発に行われている。一方で違法な野生鳥獣の捕獲及び飼養が懸念されることから、鳥獣保護員と行政担当職員が緊密な連携を取り、司法関係当局の協力を得て取締りと指導に当たる。

また、狩猟違反その他緊急を要する場合は、特別司法警察員を中心に証拠の収集を行い、警察への取調べ依頼を行う等、速やかな処置体制を整備する。

### (2) 年間計画 (月別重点事項)

| 事項               | 実施時期 (月) |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   | 備考 |   |   |
|------------------|----------|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|----|---|---|
|                  | 4        | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |    |   |   |
| 密猟 (特に小鳥) の徹底取締り | ←        |   |   |   |   |   |    | →  |    |   |   |   | ←  | → |   |
| かすみ網使用重点取締り      | ←        | → |   |   |   |   |    | ←  | →  |   |   |   |    |   |   |
| 野鳥、かすみ網販売の情報収集   | ←        |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |   | → |
| 輸入鳥の実態把握         | ←        |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |   | → |
| 有害鳥獣捕獲に対する指導     | ←        |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |   | → |
| 夜間狩猟の取締り         |          |   |   |   |   |   |    |    |    | ← | → |   |    |   |   |
| 剥製業者の指導取締り       |          |   |   |   |   |   |    |    |    | ← | → |   |    |   |   |

## 6 必要な財源の確保

鳥獣保護事業の財源として、地方税法における狩猟税 (目的税) の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に対し効果的な支出を図る。

## 第9 その他

### 1 鳥獣保護をめぐる現状と課題

本県は、長大な海岸線と三方を2,000mクラスの山脈に囲まれ、中間地帯には信濃川、阿賀野川を始め多数の河川によって形成された平野が広がり、こうした変化に富んだ地勢を背景として、県内に生息する野生鳥獣は、その種類、量ともに多い。

これまで本県では、本事業計画等を基に様々な鳥獣保護対策を実施してきたところであるが、特に近年は特定の野生鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系への被害が深刻化している地域が出てきていることから、野生鳥獣の保護対策と有害鳥獣捕獲等被害防止対策をいかにバランスよく講じていくかが重要な課題となっている。

### 2 地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い

該当なし。

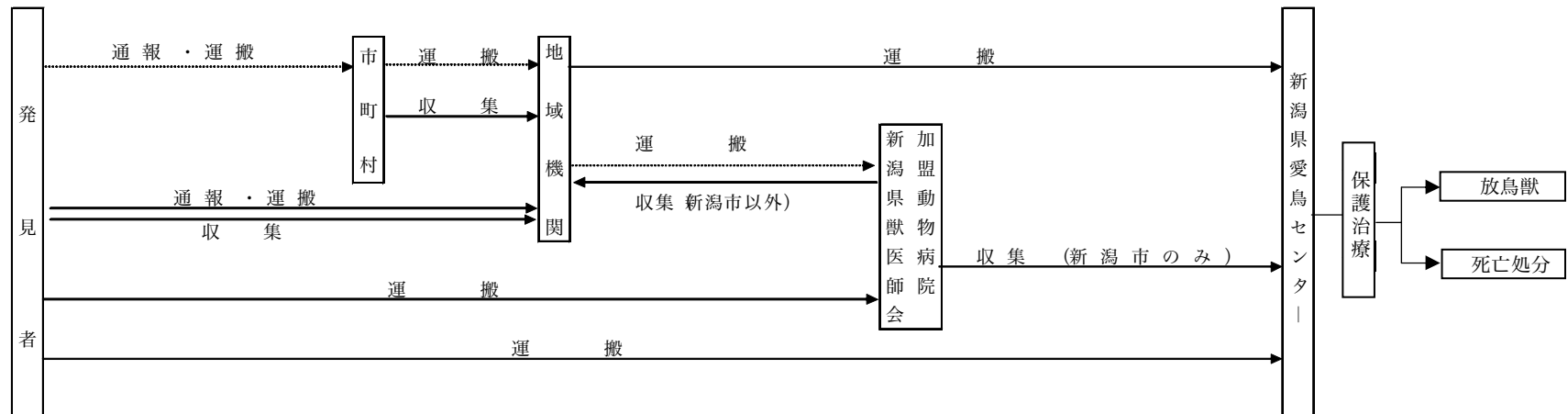
### 3 狩猟の適正管理

狩猟に係る各種規制地域の指定等、各種制度を総合的に活用することにより、地域の事情に応じた狩猟を規制する場の設定又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を必要に応じてきめ細かく実施する。

また、各種制度の運用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直す。

### 4 傷病鳥獣救護の基本的対応

#### ア 傷病鳥獣救護体制のフロー図



#### イ 油汚染発生時の救護体制

船舶事故等による油流出事故発生時は、環境省、関係機関、地元市町村、県獣医師会及び野鳥愛護団体等と十分な連絡協力体制を取り、連携して汚染水鳥の救護に当たる。

また、必要に応じ環境省水鳥救護研修センターに対し、救護技術指導、救護器材貸し出し、登録ボランティアの手配等について支援を要請する。

## 5 安易な餌付けの防止等

### (1) 方針

鳥獣への安易な餌付けにより、人の与える食物への依存、人馴れが進むこと等による人身被害、農作物被害等を誘引し、生態系や鳥獣保護管理への影響が生ずるおそれがある。また、ヒナは拾っても人が育てることは非常に困難であり、育っても自然の中で生きていけるとは限らない。

このため、鳥獣への安易な餌付け行為の防止及びヒナを拾う行為の防止に係る普及啓発を、様々な広報媒体や啓発看板等を活用し、積極的に推進する。

### (2) 年間計画

| 重点項目                 | 実施時期 |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    | 実施方法 | 対象者                  |      |
|----------------------|------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|------|----------------------|------|
|                      | 4月   | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |      |                      |      |
| 安易な餌付け行為の防止          | ←    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    | →    | 広報誌、パンフレット等による周知を行う。 | 一般県民 |
| 生ゴミや未収穫作物等の不適切な管理の防止 | ←    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    | →    |                      |      |
| ヒナを拾う行為の防止           | ←    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    | →    |                      |      |

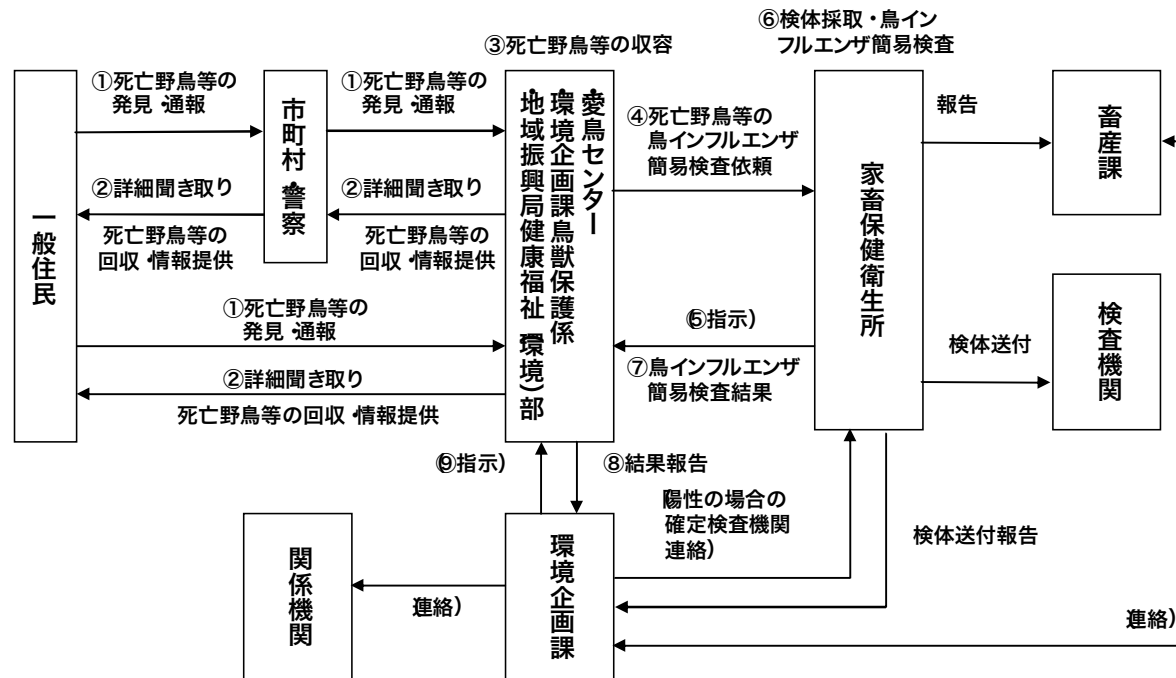


## 6 感染症への対応

高病原性鳥インフルエンザの早期発見、感染状況の把握、感染拡大防止のため、新潟県野鳥における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル」に基づき、死亡野鳥調査を実施するとともに、万一高病原性鳥インフルエンザが発生した場合に備え、家畜衛生部局、警察部局及び市町村等関係機関と連携し、死亡野鳥等の鳥インフルエンザウイルスの保有状況等の調査及び調査結果を踏まえた迅速な対応に努めるとともに、高病原性鳥インフルエンザと野鳥の関わり、野鳥との接し方等の情報提供を実施する。

また、死亡野鳥等の鳥インフルエンザウイルスの保有状況等の調査により、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された場合は、「新潟県鳥インフルエンザ発生時対応方針」及び「新潟県鳥インフルエンザ発生時対策要領」に基づき、迅速かつ適切な対応を図る。

住民からの通報への対応  
死亡野鳥に係る高病原性鳥インフルエンザウイルスの保有状況等調査の体制フロー図



## 7 普及啓発

### (1) 鳥獣の保護管理についての普及等

#### ア 方針

野鳥保護事業の普及・啓発を図るため、本県では5月を愛鳥月間とし、この期間を中心に県、愛鳥モデル校、野鳥保護団体等が主催する探鳥会や野鳥保護の集いが各地で開催されている。また、冬期には県と野鳥愛護団体の共催による瓢湖探鳥会が開催され、いずれも多くの参加を得ている。

県愛鳥センターでは、普及活動として愛鳥モデル校担当職員研修会、愛鳥週間ポスターコンクール、野生生物保護実績発表大会、研究発表会、巣箱作り教室並びに定例探鳥会等を実施しているとともに、傷病鳥獣の治療と自然復帰に向けてリハビリ等救護活動に力を入れている。

また、ツキノワグマによる被害防止及び保護管理を進めるため、ツキノワグマの生態、ツキノワグマと遭遇しない対策や遭遇した場合の対応、ツキノワグマを寄せ付けない対策など、必要な情報について、様々な手法により、幅広く普及啓発を行っている。

第11次鳥獣保護事業計画では、これまでの活動実績を踏まえ、さらに広く県民に鳥獣保護思想の普及に努めるとともに、ツキノワグマ等の野生鳥獣による被害防止及び保護管理のための情報提供及び意識啓発に努めることとする。

#### イ 事業の年間計画

| 事業内容                                      | 実施時期 |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    | 備考 |                                  |
|---|------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----------------------------------|
|   | 4月   | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |    |                                  |
| 探鳥会及び野鳥保護の集い<br>(全県)                      |      | ↔  |    |    |    |    |     |     |     |    |    | ↔  |    | 例年実施<br>新潟県野鳥愛護会と共催<br>2月は瓢湖、佐潟等 |
| 同上<br>(地域機関・各保護団体)                        | ←    | →  |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |    | 例年実施                             |
| 探鳥会又は野鳥集会<br>(愛鳥モデル校)                     | ←    | →  |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |    | 例年実施<br>地域機関と共催                  |
| ツキノワグマ等による被害防止、<br>保護管理のための情報提供<br>及び意識啓発 | ←    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    | →  | ツキノワグマ被害防止対策<br>チーム等による実施        |

#### ウ 愛鳥週間行事等の計画

| 区 分            | H24                        | H25 | H26 | H27 | H28 | 備 考 |
|----------------|----------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 愛鳥週間           | 探鳥会、野鳥保護の集い<br>20会場 1,100人 | 同左  | 同左  | 同左  | 同左  |     |
| 野生生物保護実績発表大会   | 実績発表大会<br>1会場 10校          | 同左  | 同左  | 同左  | 同左  |     |
| 愛鳥週間ポスター原画大会   | ポスター原画県大会<br>1会場 300点      | 同左  | 同左  | 同左  | 同左  |     |
| 愛鳥モデル校担当教職員研修会 | 研修会<br>1会場 40人             | 同左  | 同左  | 同左  | 同左  |     |

(2) 野鳥の森等の整備

| 区分   | 名称      | 年度     | 施設の所在地     | 面積       | 施設の規模・構造の概要   | 施設の内容                           | 管理体制   | 利用の方針 | 備考 |
|------|---------|--------|------------|----------|---|---------------------------------|--------|-------|----|
| 野鳥の森 | 新潟県野鳥の森 | 昭和49年度 | 新潟県西蒲原郡弥彦村 | 193,000㎡ | 野鳥観察路<br>延長1,850m<br>野鳥観察小屋<br>(軽量鉄骨平家)<br>1棟27.8㎡<br>あずま屋(木造)<br>1棟9.0㎡<br>案内板<br>解説板<br>道路標識<br>給飼台<br>巣箱<br>食餌植物 | 延長1,850mのうち<br>1,380mは既存登山道等を活用 | 弥彦村に譲渡 | 一般公開  |    |

(3) 愛鳥モデル校指定

ア 方針

鳥獣保護思想の普及啓発の一環として、探鳥会等の活動の場を持つ小・中学校を引き続き愛鳥モデル校に指定し、身近な鳥獣生息地の保護区等での保護活動の他、小・中学校を中心として地域も取り込んだ保護活動を行うものとする。

イ 指定期間

原則として保護活動を行う鳥獣保護区の存続期間

ウ 愛鳥モデル校に対する指導内容

愛鳥モデル校が実施する探鳥会・野鳥集會に講師を派遣し、探鳥会パンフレット・鳥類図鑑・野鳥の声のテープ・巣箱の材料などを提供するとともに、巣箱の作製・架設を指導する。また、愛鳥モデル校を中心とした野鳥保護実績発表大会、愛鳥週間用原画大会、及び愛鳥モデル校活動全般を担う愛鳥モデル校担当教職員の研修を開催する。

エ 指定計画

| 区分     | 平成24年度 |    |    | 平成25年度 |    |    | 平成26年度 |    |    | 平成27年度 |    |    | 平成28年度 |    |    | 備考 |
|--------|--------|----|----|--------|----|----|--------|----|----|--------|----|----|--------|----|----|----|
|        | 既設     | 新規 | 計  | 既設     | 新規 | 計  | 既設     | 新規 | 計  | 既設     | 新規 | 計  | 既設     | 新規 | 計  |    |
| 小学校    | 28     |    | 28 | 28     |    | 28 | 28     |    | 28 | 28     |    | 28 | 28     |    | 28 |    |
| 中学校    | 10     |    | 10 | 10     |    | 10 | 10     |    | 10 | 10     |    | 10 | 10     |    | 10 |    |
| その他の学校 |        |    |    |        |    |    |        |    |    |        |    |    |        |    |    |    |
| 計      | 38     |    | 38 | 38     |    | 38 | 38     |    | 38 | 38     |    | 38 | 38     |    | 38 |    |

(4) 法令の普及徹底

ア 方針

法に基づいた、鳥獣保護区、休猟区、特定猟具使用禁止区域等の周知徹底、並びに狩猟、鳥獣捕獲及び飼養に関する法手続き及び規則等について現地指導、各種会議及び研修会等での指導強化を図るものとする。

イ 年間計画

| 重点項目                                  | 実施時期（月） |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   | 実施方法                                    | 対象者                               | 備考        |  |
|---------------------------------------|---------|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|---|-----------------------------------|-----------|--|
|                                       | 4       | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |   |                                   |           |  |
| 1 鳥獣保護区等の周知及び鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の規制制度の周知 |         | ← |   |   |   |   |    |    |    |   |   | → | 鳥獣保護員研修会、狩猟免許更新講習会、県猟友会の行う会議及び講習会で指導する。 | 鳥獣保護員<br>新規免許取得希望者<br>免許更新者、県猟友会員 |           |  |
| 2 違法捕獲（かすみ網使用を含む）の防止                  | ←       |   | → |   |   |   |    |    |    |   |   | → | 鳥獣保護員によるパトロール                           | 狩猟者、鳥獣商等販売店、<br>愛玩飼養者             |           |  |
| 3 かすみ網販売の防止                           |         |   |   | ← |   |   |    |    |    |   |   | → | 鳥獣保護員、行政機関による鳥獣商等への立入り                  | 鳥獣商等販売店                           |           |  |
| 4 鳥獣商に対する違法譲受け譲渡しの防止                  | ←       |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   | →                                       | 鳥獣商及び愛玩飼養者の実態把握                   | 鳥獣商、愛玩飼養者 |  |
| 5 違法飼養の防止                             | ←       |   | → |   |   |   |    |    |    |   |   | ← | 鳥獣保護員によるパトロール及び鳥獣商への立入り                 | 鳥獣商、愛玩飼養者                         |           |  |
| 6 有害鳥獣捕獲捕獲制度について                      | ←       |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   | →                                       | 市町村、農業協同組合長等の申請者への指導              | 有害鳥獣捕獲申請者 |  |

8 計画の見直し

新潟県政策プランとの整合を図るため、平成24年度に見直しを行うほか、実施状況を踏まえ、適宜、計画の見直しを行う。